

(第一類 第五号)

第四十三回国会 大蔵委員

会議録 第二十三号

(三四七)

昭和三十三年三月二十六日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事 足立 篤郎君 理事 嶋田 宗一君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 吉田 重延君 理事 有馬 輝武君

理事 平岡 忠次郎君 理事 堀 昌雄君

安藤 覺君 天野 公義君

伊藤 五郎君 宇都宮 徳馬君

大久保 武雄君 岡田 修一君

金子 一平君 川村 善八郎君

久保田 藤磨君 田澤 吉郎君

田中 榮一君 瀧田 幸雄君

藤枝 泉介君 坊 秀雄君

佐藤 龍次郎君 滝井 義高君

坪野 米男君 武藤 山治君

春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

出席府政委員

公正取引委員長 渡邊 喜久造君

公正取引委員長 小沼 亨君

事務局長 原田 憲君

大蔵政務次官 岩尾 一君

大蔵事務官 上林 英男君

大蔵事務官 稲田 耕作君

大蔵事務官 稲益 繁君

大蔵事務官 大月 高君

厚生技官 尾崎 嘉篤君
(医務局長)
委員外の出席者
大蔵事務官 堀込 聡夫君
(理財資金課長)
大蔵事務官 佐々木 庸一君
(銀行局検査部長)
文部事務官 板谷 健吾君
(大学事務局大)
学務院課長 坂井 光三君
専門員

三月二十六日

委員岡田一君辞任につき、その補欠として滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として岡田一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

外貨公債の発行に関する法律案(内閣提出第二五五号)

中小企業高度化資金融通特別会計法案(内閣提出第七九号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

金融に関する件(歩積問題)

○白井委員長 これより会議を開きます。国立病院特別会計法の一部を改正す

る法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、外貨公債の発行に関する法律案及び中小企業高度化資金融通特別会計法案の四案を一括して議題といたします。質疑を続けます。通告がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 最初に国立病院についてちよつと伺いたいのですが、一体国立病院は何のために設けられておるのか、国立病院が設けられておる趣旨を、一つ厚生省の方から承りたいと思

してそういう方向にいきつつあるかどうかという点に、それは沿革もありま

○尾崎政府委員 国立病院は、終戦におきまして陸海軍の病院が要らなくなり、また海外からの引揚者に対しての医療のため、当時の日本の国内の医療機関がたいへん荒廃しておりましたので、その医療を確保するというふうな立場で、陸海軍病院を一般の用に転用する、そういうふうな事情から生まれ

たものでございまして、初めに国立病院自身を一定の目的でつくり上げて

それから医療水準の向上につきました

○堀委員 今の国立病院の沿革としては軍の病院だったようですが、現在に

おいては、今お話を聞きますと適正医

療を普及する方向を考へておるということ

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十三号 昭和三十三年三月二十六日

道、岡山が今その点レベルを上げるように努力しており、特に岡山はまだ開設後二年くらいでございまして、その努力をしております。それから福岡はつい二カ月ほど前に開設いたしましたので、今からでございます。しかし九州大学、久留米大学等から相当講師、助教級の方をいただきまして、これは今からどんどんよくなっていくものと考えております。そういうふうな基幹病院はかなり成果を上げておると思います。

それから地区々々の病院につきましては、それ以外の県の中心病院なら中心病院というものにつきましては、建物は必ずしもよくはございせんが、そのスタッフ、特に検査機構等をこの三、四年間大蔵省関係にも御理解願ひまして急速な充実をいたしましたので、そのような点で病院間では今かなり地位が上がつてきておる、よくなつてきておると思います。ただ建物の関係があまりよくないものでございまして、その関係を少しスピード・アップしようとして、この特別会計法の改正をお願いし、借入金等によつて整備を急速にやつていきたい、こういうふうな思つておるわけでございまして。

それから温泉関係の病院につきましては、日本で温泉病院として運営しておりますものはごく少なく、国立がその特殊なものではないかと思ひます。ガン関係につきましては、がんセンターは御承知の通り整備が大体終わりました、日本の中心病院としての役割を果たせるものと私自身思つております。

○堀委員 実は今伺つて、大体東一なりというところは新しい今の考え方

による国立病院のいろいろな諸条件を備えておると思ひますが、最初にこの問題の中で東一を例にとつて伺ひたいのですけれども、適正医療の普及という場合に、日本では今御承知のように皆保険ということになりました。皆保険になつて保険でそのまゝ入院できるベッド数ですね、要するに差額をとられないで入院できるベッド、これが私は今の日本の医療として一番普遍的なものであるべきだと思ひます。今医療局長は、国立病院というのは大体もうけ主義をとらないでやりたいとおっしゃつた。私も国立病院というのはもうけるためにあるのではなくて、今おっしゃつたような適正医療の普及、医療水準の向上あるいは医師、看護婦の再教育としての機関、こういうふうな国が当然施設その他に費用をかけた、国がやるという以上は、そこに一つの病院としてのモデルをつくりたいのだらうと私も考えておるのですが、そうするならば、そういうところの病院はすべてが同じ条件で治療を受けられるのが当然だと思ひます。その中に所得の多い人は特別の部屋に入り、そうでない者は別途の差別をされたような待遇をされるというのは、私は国立病院というもののあり方から見てもかかと思ひます。国立東京第一病院において、私はよく調べておりました、普通に保険でそのまゝ入る部屋とそれ以外の差額を徴収しておる部屋との関係、一等、二等、三等という級別があればそういう級別等の実情もちよつと伺ひます。

○尾崎政府委員 国立病院におきまして一等、二等、三等というふうな区別はつけておりません。ただ中で、小部屋という一人だけの部屋とそれ以外のものがあります。二人部屋、三人部屋、四人部屋、六人部屋もあるかと思ひますが、外国のように二十人、三十人というふうな大部屋は今ほとんどなくするやうな方向で進んでおります。昔のものがあつたとしても中仕切りをしておるというふうな状態でございまして。そうしまして、これに對しまして、小部屋だからすぐ室料をとるといふわけではございせんが、多少設備をよくしておる部屋が中にはございまして。しかしその率はごく低い状態で押えてあります。全体といたしまして小部屋が――私ちよつと今数字を持つていないのでございせんが、私の記憶では五フロダとか七フロダ以内に押えておるはずでございまして。その小部屋でも、たとえば生活保護の方といへども健康保険の方でございまして、その患者の症状において、一般の部屋へ入れておきますと工合が悪い、たとえば重い重態で御臨終に近いといふうなときとか、あるいはいびきをかくられて部屋のほかの方にえらく御迷惑をかけるというやうな場合とか、診療上の目的で小部屋に移した場合には個室料をとつてないはずであります。そういうふうな状態で、個室料をとりまして部屋は全体として、私の記憶ではたしか五フロダちよつとくらゐだったやうに思ひます。東一におきましてそういうやうな部屋がたしか北の三階のところには何ほか固めて置いてあると思ひます。それじゃ個室はおかしいじやないかというやうなお話の中にはあるかと思ひますが、今の社会の進展におきましていろいろ生活の程度も皆さん違つてきておりますし、病院に對する御要

求も違つてきますので、全部の方を大部屋だけで一緒に均一にするのはたしていかか。医療というものは同じでございせんが、部屋というものはある程度差をつけるというのやむを得ないのではないかと。しかしそれが個室がぐんぐんふえて、えらく率が多くなる、病院全体が特別個室料をとるといふやうな行き方は私たちがおかしいと思ひますし、一定の率に押さえてあまりふやさないやうにしておりますが、そういうやうなことだつたと覚えております。なお生活保護の患者が二、三%から二、四%ぐらいのベッド数を占めておることもつけ加えておきます。

○堀委員 私ども実情を見ておりましたけれども、五%ぐらいならけつこうだと思ひます。私どもも心配をしますのは、個室の使用の目的が診療上の理由に限られるならば私は問題がないと思つておるのですが、そうではなくて、そういう所得の関係で特別な人に特別な待遇をするといふことは、医療のあり方という本質的なものを見方からすれば望ましくないし、特に国立病院という場所は、その他に民間病院等があつて、そういうデラックスなものを求められれば応ぜられるものがあるわけですから、できるだけそういうことのないやうなふうな考へていただきたいと思ひます。

それからもう一つは治療上の問題になつてくると思ひますが、さっきのお話を聞いておりました、医療水準の向上のためには比較的自由なアカデミックな診療が認められておるといふことで、大へんけつこうだと思ひますが、ちよつと聞いたところによりますれば、院内に売店があつて、そこで薬

品が売られて、入院患者がそういうところで薬品を買つて治療を受けているやうな例もあるといふことですが、これもやはり一種の差額徴収のやうな格好の問題だと思ひますけれども、これはどうでしょうか。現実の問題として社会保険の適用の問題があつたにしても、最近社会保険の方もそういう制限の問題というのは取りはずされてきているし、国立病院ではアカデミックな治療をしておるのだから、当然そういう点では社会保険の適用もその点では弾力があるのじやないかと思ひます。私も事実をつまびらかにしてありますが、社会保険適用患者の場合に、患者が薬を買つて治療を受けるといふやうな式の問題が今でもあるのかどうか。

○尾崎政府委員 今の御質問は二つの問題があるかと思ひます。第一の問題といたしまして、病院で予算が少なからぬといふので、薬品費に一定の制限がある場合に、その不足を補うために、第二薬局を院内につくつて予算外のもの患者に売るといふ問題がございせん。この問題は国立病院にはございせん。特別会計で弾力条項というものもございまして、診療が多くなつて予算以上にふえていけば歳入もふえる、そうすれば薬もどんどん買ひ込める、こういうやうな形になつておりますので、国立病院の関係ではそういうやうな意味の第二薬局はすつとございせん。これは二、三年前にいろいろ問題になつたことがございせんが、国立病院関係にはございせん。

それからもう一つの問題は、健康保険等で使われることが許されている薬には制限がある、その許されていない

薬をどうしても使いたいという患者に買って使わせるような場合、これはできるだけないように指導しておりますし、また医師が新しくこの薬はどうしても使ってみたいというふうな場合には、研究費を医者に付けてございまして、これは医者の収入にするわけではなく、病院の費用として買えるようになっておりますので、そういうような関係から出るとか、またサンプルとして寄付してもらおうのもあります、そういうふうなことでございだけやらずようにしております。ことに最近におきまして保険の關係の制限もだいぶ解除せられましたので、現在そういうことはほとんどないと思ひます。われわれもそういうようなことはないように指導しております。

○堀委員 今のことについては国立病院として非常に望ましいと思ひますが、やはり日本の医療の一つのモデルとして陥ずかしくない処理をしていただきたいと思ひます。

次に、次長のかわりに総務課長に來ていただいたのですが、実はこれから国立病院に勤務する医師の処遇等の問題について、これは現実に人事院その他で医療職の給与等もきまっておりますが、一つ十分聞いておいていただいで今後の参考にしていただきたいと思ひます。そこで厚生省にお伺いをいたしますが、今医師の処遇で私ども非常に問題があると思ひるのは、社会保険というものの方で診療報酬がある一定の基準になっておりますから、各種病院においては、定められた時間内における稼働というものがきまつてくれれば収入はおのずからきまつてくるわけです。ところが民間においては定めら

れた稼働時間というものを相当に延長をして働いておる。私も診療に従事しておりましたときは夜間診療といううなことをやっておったわけでありましたが、非常に長時間の労働をしておるから、民間の開業医は診療報酬の単価は比較的低いにもかかわらず収入があることはある。その他一般の病院はそれほどにはできないにしても、できるだけそれに近づけようと思ひしております。それから公的病院は夜間診療等はやらないう三段階になっております。そこで大体今のそういう所得水準で見て、非常にオーバーワークをして

いる一般の町の医師、その他の一般の民間病院と国立病院の医師の収入の大きな比率は現在どういふふうになっておりますか。

○尾崎政府委員 医療職の一つと申しますと医者でございますが、その關係の民間病院との比較を人事院で三十七年四月分の給与について、これは抜き取り調査だと思ひますが、おやりになりましたが、それと國とを比較したものがございしますが、これによりますと、院長、副院長、医長、医師としていろいろやっておるのでございしますが、平均いたしまして民間の方が国立に比べて三七・八プロ高い一三七・八プロというふうな数字になっております。国立病院だけで比べますと、これは病院、診療所といふいろいろございしますので、うちの方の現在の給与から見ますと三九・二プロの差になっております。医療職の三、看護婦關係は逆に民間が一三・七・〇といふふうになってございまして、これはだから國の方が高いといふわけでございます。なおこれは三十七年四

月の状態でございまして、これから後またいろいろ変わっております。それからこれは民間の病院等でございますが、今のお話の民間の開業医の方の調査はないようでございます。

○堀委員 今何うと民間の病院と約四割の差がある。普通の常識でいうと四割も差があればみな高い方へ行つて、国立病院の方は人が充足されないだろうと思ひますが、国立病院における医師の充足数というのは定員に対して何%ぐらいになっておりますか。

○尾崎政府委員 国立病院の医師充足状況は、三十八年一月一日現在の調査でございますが、現員千七百七十六名に對して実人員が千七百四十三名で九八%の充員でございます。これはかなりいい数字だと思ひますが、しかし實質上はこれだけの実績を上げますのに院長さん方が大學等の關係の折衝にはえらい苦勞をしておられますが、その努力によりまして、こういうような実績が今確保できておるような状態でございます。

いくためには、やはり教授が持つておるコントロールに服しなければならないうといふ、きわめて古く人の關係が行なわれていて、そういうために自分たちの教室のかつての教授であつた人が院長になつていつて国立病院に對しては、四〇%も一般の民間に出るより給与は低いけれども、そういういろいろな義理なりコントロールの結果として動いていくというのが実情だと私は思ひます。しかしこれは今後だんだん限界に近づきつゝある。といふのは、われわれの年代の者はまだ比較的そういうふうな義理であるとか、いろいろなものをつまみまえる傾向が強いわけですが、最近の若い人たちのいうのはよりドライになつてきておりますから、今後はだんだんと、そんな収入の多くないようなところには行きたくないといふことになつてしまふ。また国立病院等においても、適當な経験が積めば、民間に移動する、あるいは必ずから開業するという格好になつて、国立病院等における、今厚生省が考へておる医療水準の向上のためであるとか各種の目的は、今は何とかやつていけるけれども、今後、將來としては非常に問題が出てくるのではなからうか、やはりそれ相應な給与といふものも確保されていかないとけないような方向にだんだんなつてくる、私はこういうふうにかへるわけではあります。

○堀委員 今御承知のように資本主義の世の中ですから、普通の社会なら四割給料の安いところが九八%も充足したりしないですね。なぜ九八%も充足しているかといふと、今医療局長も言われましたけれども、国立病院の院長といふのは大抵各大学の教授が横すべりをして、おやめになつてからきすべりをして、そこで今の大学の医学部の実情といふのは率直に申して、今の日本の中で最も封建的な社会ですね。そこに教室の制度があつて、教授がいて、一つのサークルをつくつてゐる。そこでいろいろ研究に従事をして、いい業績を上げたりいろいろなことをして

すると国立に比べては、他の公立病院といふのは非常にコントロールが弱いために、今非常に医者の充足が困難になりつゝある。これは先へ行けばいくほどそういう問題は困難の度を増してくるであらう。ですから何としても民間とのバランスをとつていくために、私は、私どもは医療職の給与といふものは今後非常に重要な段階にかかつてくるのではないかと、こういうふうにかへるわけですが、主計局としてそういう医療職給与といふような問題——これは給与課長の方から來てもらねばまずかつたのかもわかりませんが、一つ次長代理といふことで、総務課長の方にこういう問題について、考へ方を聞きたい。

○岩尾政府委員 一般の医療職の給与の問題でございますが、今厚生省の方でお話がありましたけれども、民間賃金と国立病院等の医療職との比較といふ場合に、どういふ比較をするかといふことが、やはり非常に問題でございまして、その辺私よく聞いておりましたけれども、概していへば民間の病院の方にはかなり経験の高い方が行つておられる。公立病院等は先ほど先生の申されましたように研究的な意味で先生の御指示で回るといふ方が多いわけでございます。その辺のつり合ひをどういふふうにかへる給与全体としておとりになつたかや不明でありますけれども、私らは率直に申しまして、今、民間と国立病院とそう聞いておるといふふうには考へておらないわけでございます。と申しますのは、まあ御承知のように公務員の給与といふものは民間賃金と比較をとりながらベース・アップをやつております。その場合に、人事

院の方で勧告していただくその勧告を尊重して政府は措置をしておるわけでございますが、従来とも医療職につきましてもはかの行政職に比べまして非常に大幅なベイス・アップをやっております。三十二年四月以来の給与の累積の改善率は全体で四八・四％というように、各俸給表を通じて最高のアップをしております。従いまして、人事院の方でござんたいだいておる民間給与との格差の是正の問題としては、医療職についてははかのものと比べてかなりよく見ていただいております。うな形であります。われわれの方もそういうことを尊重して給与の改善をやっておるわけでございます。お医者さんの方にはいろいろそういった問題がございまして、先ほど厚生省のおっしゃいました医療職の三でございしますが、こういった方はかえって高いというような現況が出ておまして、その辺よく検討いたしましてできるだけ改善いたしたいと思ひます。

○堀委員 今主計局のお話のように比較の問題は中身の問題でありますから、やはり経験年数等は横に並べなければ、総体だけの比較をしてのパーセンテージには確かに問題があると思ひます。そこらは私もあまり詳しく調べておりませんが、やはりそういう中身は点検をしていただいた上としても、医療の問題というのは何と云つても人間にとって非常に重要な問題として、いい医師がよく勉強をして日本の医療水準が高くなることは、国民にとつても非常にいいことであつて、それが単に収入だけの問題で民間に行くとして、設備の不自由なところになくさんいくよりも、やはりいい設備のと

ころでいい人が、安んじて医療に専心できるような条件をつくるということでは、やはり国立病院が置かれておる趣旨との関連で必要な問題である、そこでそういう大学の教室等からの強制力がなくとも、やはり優秀な人が喜んで国立病院に勤めて、不安なく医療に専心できるようにするというのも、国立病院が置かれておる以上は、国として考えなければならぬ基本的な問題だと私は思ひますので、今は具体的にそういう中身のことはよくわかりませんが、そういう点は一十分分に研究をしていただいて、国立病院が置かれておる趣旨を一つ生かしていくように、医療職の俸給等は一つ考えていただきたい。

その次に今度の特別会計の問題なのですけれども、これまで一般会計から毎年繰り入れがずっと行なわれてきております。大体一般会計からの繰り入れというのは、施設設備費の全部と看護婦養成費の半額を大体過去には充ててあるように思ひますけれども、それは一つのルールなのである。何か法的にきまつたものがあるのでしょうか。

○岩尾政府委員 これはまあルールといひますか、特に法的にきまつたものはございせん。それから予算上、過去たしか二十四年かいろいろと、当時の状況によりまして必ずしも一貫しておりません。ただ現在の考え方方は、国立病院は今先生のおっしゃいますような趣旨でございまして、国立病院に充ててはそういう病院の施設等については、これは一般会計から出しまして、それから看護婦の養成もそういう意味で別個の問題でござい

ますから、これは半額持ちましよう。それからたとえば国立病院の業務にいたしまして、はかの民間病院と違ひます、たとえば医療出張所とかあるいは本省等において行なわれる管理業務、こういうものの経費は一般会計で持ちましよう、あとはある意味で一般の民間病院と同じような独立採算的な意味もございまして、医療単価といふものを基礎に、独自の運用をやつていただきたい、こういう趣旨で現在やつております。一時は、たとえばベイス・アップの非常に上がったときには、現在の会計自体ではなかなか処理し切れないという場合もありまして、そういう場合にはベイス・アップの財源として若干を入れたということもございまして。

○堀委員 私それは大へんけつこうだと思ひます。やはり国立病院としては施設は国の施設として残るわけですから、当然国の一般会計でその施設費を持つていくという考え方は、私非常に正しいと思ひますが、今度の法案を見ながらちょっと気になります。資金運用部から十億借り入れをする、そうしてこれは五年間据え置きの二十年償還というふうな形で返してい

く、その返していく返し方ですね。この借入金金は施設費に充当されるのだと思ひます。施設費に充当するのならば、なるほど今の借り入れをすることには差しつかえがないけれども、その借り入れをしたものの返済の原資は、今の考え方から見て、一般会計から繰り入れをしなからその原資を返していくということなら、これは何らこれまでの考え方と差がないわけですから、そういう考え方の上に立つておるのなら

ば、私は今度の借り入れの問題は何ら特別に論議をしなればならぬほどの問題ではないと思ひますが、その点はいかがですか。

○岩尾政府委員 先ほど申しましたように、国立病院の施設費につきましては一般会計の方で負担しよう、こういう気持ちでやつておるわけでございますけれども、とにかく全部一般会計の方で持つということでもない、というのは、ちよつと変な表現でございまして、いわゆる運営収入から出していくということではなくて、現在あつた陸海軍の古い病院をそのまま国立病院として使用しておるわけでございます。従いまして、それはもとと一般会計の土地であつたというわけでございますけれども、それをお持ちになつて運用をやつておられる、その土地は非常に余剰の分もありますし、これからの新しい医療のことを考えますと、あれほどの土地は要らない、従つてこれをそのまま処分していけばかなりの財源になるし、それをもつて国立病院の新しい施設に充当していくことも考え方としては正しいのじやないか、そういう意味から考えますと、現在一般会計だけで施設を全部見てしまつていうようには、一般会計としては非常に財源の限度もございまして、そうたくさん金の金を一時に充てるわけにはいかない、しかし国立病院の施設の改善ということには非常に必要だということになりますので、とりあえず借入金をもつてまかしまして、そうして将来私の申し上げたような土地の処分その他、急にはできませんけれども、やつていけばかなりの財源も出てくる、そういうものも引き当てにし、あ

るいは高層化によりまして、従来の大病院でございまして、某幹病院として東京とか大阪等につきましては非常に収入が上がつております。そういう点も引き当てにして、返していただいたらどうだろうかという考え方でも検討したわけでございます。

○堀委員 今の土地を売却することによる収入、これは私に思ひます。当然そこで合理化がされて、そういうものを将来にわたつて売却することによつて設備の近代化をしていくことは、非常に重要だと思ひますが、ただ国立病院が特別会計になつておるということから考えますと、必ずしも国立病院は東京や大阪のように収入がよく上がる病院ばかりではないと思ひます。大体沿革が陸海軍病院の転用というところにあつたために、都市の陸海軍のそういう中心部隊がいたところはいいわけですが、地方へ行くとかかなりへんびなところに国立病院があるわけですね。そうすると、その地方で将来は人口もそういう周辺にふえてくるでしょうけれども、現状としては必ずしもそうではないのじやないか。医務局長の方にちよつとお伺ひしますが、今独立採算制になつていないと思ひますが、大体の計算上、今国立病院は全体で八十五ある中で、黒字になつておる病院と赤字になつておる病院とは、これはそういう計算はされていないと思ひます。大体の感觸でもいいですが、大まかなところはわかるのじやないかと思ひますが、どうですか。

○岩尾政府委員 大体黒字、赤字の定義がなかなかむずかしい問題でございまして、一応病院の整備等に一律に

ぐつと金をつぎ込むこと等をのけました病院の平常の運営に要する費用と、そこに入ってきた診療収入その他の雑収入、こういうようなものを比較してみますと、大体半分くらいがプラス、半分くらいがマイナスということになっております。

○堀委員 そうすると今度は、今の半分ずつくらいだとすると、今おっしゃったような考え方で、半分の黒になつておる部分と赤になつておる部分これはどういふ格好になるのでしょうか。黒の方が結果として多いのか、赤の方がトータルとして見ると多いのか。

○尾崎政府委員 今病院の施設の数で申し上げましたが、黒になつておりますプラスの方の病院は、どちらかといひますと都市にあります大きな病院が多いわけでありまして、年によつて違ひますが、全体としてはバランスが大体この数年は今の診療収入と病院の一般運営に要します費用がほとんどで、先

ほども主計官からお話がありましたように、設備費の投資、建物を建てるというような投資、それから看護婦の養成所の費用とか、大きな機械を買ひ取る費用、こういうようなところで、あとは大体ほとんどやつていける、こういうことになっております。

○堀委員 大体ほとんどでやれるといふなら大へんけっこうなものであつて、いいわけですね。そこで私が今気になる点は、国立病院がほとんど収入があることはいいわけですが、やがてだんだんと一般会計が手を引いて、やがては一つ国立病院で施設費もやつていけるというふうなことになるべく、さつきの人件費等の問題との関連が出

てきて、やはり今の国立病院のあるべき姿へ問題を前進させていくのにはどうしてもブレーキがかかることが起きてきやしないか、この点私は今度の借入金問題の原資の償還をやるときのやり方に非常に問題を感じておるわけですから、そこでこれは、厚生省としては、できるだけ病院収入をもつて引き当てるというよりも、一般会計の方で見てもいいし、あるいはそういう財産処分で見てもいいし、ということはどういふことか、私どももそうあつてほしいと思つておるのです。だから今のところは五年先から償還することになるのだと思ひますから、今日にあつてすぐ問題になる問題ではないけれども、やはりこういう会計法の改正をするときにあつて、少しくそこを明らかにしておきまさんと、問題があると思うので、原則として今後の施設の拡充については一般会計で見るといふことが一つ、二つ目は、しかしできるだけみやかな整備をするという意味においては、一般会計の財源にも限度があるから、そこで借り入れをするという

ことは私も理解できる。しかし借入金返済段階においては、やはり優先順位としてまず一般会計で見るといふことが優先順位であつて、しかし、片一方、病院の収入は非常に余剰がある。特別会計として非常に金が残つてきておるのに、さらにそこへ繰り入れをするといふことは、論理的に合わないかもしれない。だからその場合に、今の、本来の国立病院がある目的の方に前進をさせながら、その足を引くばるやうなことは、ない範囲においてのみ、その病院収入からくる余剰部分をさうい

う原資の償却に充てるというふうな考え方を大蔵省が明らかにしてもらふならば、われわれとしてはものの筋道としては、さういふ考え方は理解できるわけですから、その点について、一つ大蔵省側の見解を伺いたい。

○岩尾政府委員 国立病院の特別会計の運営の問題といたしましては、先生よく御存じの通り、たとえば貸借対照表の繰越利益というのがございまして、これは一般の利益ではなくて、一般会計の繰り入れによつてふえました固定資産の増加というものをこれに計上しているというふうな形で現在特別会計の経理をやっております。これは、現在の特別会計をつくりましたものと趣旨が異なるものが、非常に強い意味での独立採算制といふものを国立病院にとりたたいといふことではなくて、国立病院について、その経理の運営の適正と円滑化をはかりたいといふところに目的があつたわけでございます。従ひまして、われわれといたしましては、あくまでも独立採算で国立病院をやつてもらうのだといふふうには考へておらない。ただ、今申しましたように、そういう意味でできております会計法でございまして、全体としてやや割り切れてない部分があるわけでございます。この点は今後において十分によく検討し、事態の進む状況に応じて判断をしていきたいと思ひます。従つて、今申しましたような一般会計からの繰り入れの問題にいたしましては、現状におきましては一般会計の方で施設を見る。しかしながら、その施設費を見る限度におきましては、これは一般会計としても財源の限度がございまして、あるいは特別会計

としての収益の状況もございまして、先ほど申しましたような所属資産の充当金の問題もございまして、必ずしも全部一般会計であらうものを見ていくといふふうなところまでは、まだ国立病院の運営自体は進んでいない。もう少し事態を見て大蔵省としても考えをまとめた。今の状況ではとにかく経理を適正にするという趣旨でこの特別会計を分けたわけでございます。その趣旨に沿つて運用しているという段階で、お気持はよくわかりまして、できるだけ会計としても国立病院本来の使命に適合できるようにしたいといふ気持でおります。

○堀委員 ある部分は政治的になりまして、一つ政務次官にお答えをいたしたいと思ひます。

○堀委員 方向としては、主計局も私の考え方を大体了解しておるようですが、これはやはり動いておるものですが、今五年の問題はどうかという議論はなかなか困難だと思ひます。施設の設備の問題は、沿革から見ても非常に古い施設が多かつたわけですから、これをある程度近代化しなければならぬことは当然なんです。ある程度一巡をすれば、主要な施設に対する一般会計からの繰り入れというのは大幅に減る時期が私はやがてはくると思ひます。無限にいつまでもどんどん、どんどんやる性格のものではないと思ひます。だから、少なくとも一巡をするまでは、一応のこれまでも完全だといふところにかないにしても、たとえば東京なり大阪の国立病院はかなり整理されてきておるわけですが、こういうものが近代病院として、われわれが国立病院とし

て恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

○原田政府委員 私は、原則論として堀委員の言われることはいいと思つております。しかしながら、それを実施をするという現実の問題にぶち当たりましたときに、今の実施官庁である厚生省が国立病院の根本の問題、適正なところはどう配置されていくべきかというふうなことを十分納得ができていけるやうな計画を立てて、それに対してやうな方向で進みたいといふこともなければ、ただ施設は国がやらなければならぬのだ、こういうことで安易に流れおつたのでは、ほんとうの国立病院のよきさというものに持つていくのに、理屈はさうであつても実際は逆な方向へ進みはしないかと思ひます。従ひまして、現在では国立病院の充実というこ

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とて恥ずかしいところまで一応届く、地方も届く、そこまできたら先の問題については私は別個な特別会計としての考え方はあり得ると思ひますが、そこへいくまでは、これはやはり何としても国の責任として一般会計で負担をしていくという原則、それにプラス・アルファとして今の土地の売却なりその他多少の病院収入からの余剰も入れていくという問題もあり得る。しかし考え方の大宗は、やはりそういう施設が一応完備をするまでは一般会計から繰り入れをするという大蔵省側の基本的な考え方がないと、私は国立病院というものがあつていふ方へ十分発展がでないといふふうな考え方で、政務次官、一つ大蔵省を代表して、これは当然のことを言つておるにすぎないと思ひますが、私の意見についてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

とについて相当の方でも考えなければならぬと思つて大いにやっておるのだけれども、一般会計だけでは足りない。そこで今度は財政投融資の面で資金運用部から金も借りて、それでそういう計画を立てて伸ばしていこう、こういうことのできるだけ早く整備をやつていこうというのが今度の根本になつておると思ひます。従ひまして、先ほど申し上げましたような、あなたのおっしゃっている原則というものは私はそれでいいと思ひますけれども、それに対する十分な厚生省側の用意というものが、納得させるだけの用意が必要である、こう考えます。

○堀委員 今政務次官から用意があるかというお話ですが、厚生省、ありませんか。

○尾崎政府委員 厚生省といたしましては、国立病院のあるべき姿、これをもう少しはつきりさせ、またその体系等につきましまして、できるだけ考え方をはつきりさせまして、大蔵省の方に御納得のいくように努力していきたい、こう思つておられます。

なお今のお話の一般会計からのみ注ぎ込んで整備をやつていくというのであれば、これはそこに限度がありまして、なかなか伸びない、そういうような関係から、われわれの方では整備をずっとよくしていただきますと、またそれだけ職員も張り切ります、そういうこと、また今でも整備をずっと進めまして病院の実績等も考えますと、診療収入もまたふえていく、これは無理やりそれでノルマを課すとかないとかいう意味ではなしに、大丈夫ある程度の収入の増加は起つてくるという自信もありますので、その償還の

一部はこちらの方でも責任を持つていきます。こういう立場をとつておるわけでございます、なるべくこれによりまして病院の内容とともに、従業員の問題、それからいろいろな設備の問題とともに、いれもの、建物を急速によくしていきたい。ほかの地方公共団体その他の病院に比しまして建物にスタートをおくれたということもありますが、あまりに建物が悪つておりますので、これを直していこう、こういうふうに分たちも努力したい、こういうわれわれの気持ちでございます。

○堀委員 今一番気になるのは、前向きで問題が処理されていけばいいと思つてのだけれども、償還部分、返していく金の問題ですね。これが病院収入をある程度あげないと返せないといふこと、あなたの方では、それが逆になつて、国立病院の方へ独立採算的な要素を強化していきはせぬかという不安が、実は率直にいつてあるわけですね。国立病院独立採算といふことになると、本来のあるべき姿が非常にそこなわれてくるのじゃないかという気がするものだから、そこで前段で、そういう収入をあげるために特別の部屋をつくらせて差額徴収をするといふことは、今あるけれども、率直にいうとできるだけ私は減らしてもらいたい。そして、今のたとえば薬を患者に買わせるとか、そういう一般の町でやつておるようなことは、少なくとも国立病院に入つたらなくて、安心して国立病院では治療が受けられるといふものにしてもらいたい。そういう前向きの姿勢を一本通した後に、さらに医療収入がふえれば、それを償還に持つていくといふことについて、私は反対しないわけだけれども、

それがとかくねじ曲げられて、むしろ向きに、患者の方へ、あるいは医療担当者の方へしわが寄りはないかといふことが、今度の改正の私が一番不安に思つておる点なんです。だからその点について、これは将来の問題だしするから、どうなるかは別として、少なくとも管理者の側の立場に立つておる厚生省としては、そういうことはやらせません、要するに、あるべき方向へ前進する中で生じてきた収入の剰余部分しか償還の方には入れないといふのはつきりした態度があなたの方ではあるかどうか。あなたの方の態度がきちんとしてなければ、結局主計局の方はできるだけ一般会計からの繰り入れは減らしたい、これは主計局の立場としては人情です。あなたの方の立場にきちんとして、そういう立場があれば、それをわれわれの方は支持してあげるけれども、それが、あなたの方の方向がぐらついたらどうしようもないわけなんです。ですから厚生省は、そういう前向きにやる点について、そういう心配は一切なくしていいのだから、ちよつと明らかにしておいてもらいたい。

○尾崎政府委員 医療機関のあるべき姿の方向にいく点については、申すまでもなく、これはわれわれの仕事でございます。しかしその進み方につきましては、今の建物が改善がなくておつたのでは何ともならぬ。そういうふうな立場でいろいろ考へてみまして、その原則論を貫き得る方向のさらに推進力になるような方向として、この借入金制度を、これはわれわれの方から考へて大蔵省の方にお願ひしたような状態でございまして、決してそれがブレーキになるような立場にはならないものと確信しております。独立採算制という点については、先ほど主計官からのお話でございましたように、これでも何もかもバランスをとつていくのだといふような方向には、国立病院特別会計法でも、スタートするときからなつてないわけ、経理を明らかにするといふ立場になつておるわけでございます。この点は御心配は要らないんじゃないか。またわれわれもそのつもりで努力したいと思ひます。

○堀委員 実はあなたの方から頼んでいつておるから、そこで金を返すときには少し国立病院でめんどろを見なさいと言われるのですよ、もの考え方として。その不安があるもので、私は大へんしつこいけれども伺つておるのです。あなたの方はそうしなさいと言つておるし、今度は主計局の方も、そういう無理なことはしないといふことを、ここで一つもう一ぺん念のために明らかにしていただいて、次の段階に移りたいと思ひます。

○岩尾政府委員 先ほどから申し上げておりますように、国立病院の運営その他につきましては、国立病院が本来持つております趣旨にできるだけ従つて運営されるように、それから特別会計の問題、いわゆる財源の問題としては、先ほど申し上げましたように、その意味合いにおいて、どの程度一般会計でどういふ区分で持つか、あるいはどういふ区分で特別会計の方で御努力願うか、そういう点をよく検討して、できるだけ御趣旨に沿うようにしたいと考えております。ただ先生からもお話がございましたが、先ほど政務次官もおっしゃいましたように、実は全体

キになるような立場にはならないものと確信しております。独立採算制という点については、先ほど主計官からのお話でございましたように、これでも何もかもバランスをとつていくのだといふような方向には、国立病院特別会計法でも、スタートするときからなつてないわけ、経理を明らかにするといふ立場になつておるわけでございます。この点は御心配は要らないんじゃないか。またわれわれもそのつもりで努力したいと思ひます。

○堀委員 今のは当然私も必要なことだと思つておる。今度医療制度調査会ですか、何かから答申も出ておるようですね、厚生省としては、これは一つ大所高所から十分検討して、やはり何と云つても国民のためになる病院にしてもらなければ困るわけですから、その点はそういうことでお願ひをしておきたいと思ひます。

として国立病院の運営を見ますと、先生のおっしゃいますような個々の各病院の運営の問題もございしますが、現在の日本の状況において、今政務次官がおっしゃいましたように、国立病院といふものは全体の病院の中であつて、地位を占めるのか、そうすると、そういう地位を考えた場合には、どこにどういふものを置いて、そしてどういふ仕事を医療機関として分担せしめればいいのかといふことはやはり一番大事でございまして。これはやはり今後の問題としてはしつかりきめていただいで、その上さらに今申したような方向で努力をいたしたい、こういうふうな考へております。

○堀委員 今のことは当然私も必要なことだと思つておる。今度医療制度調査会ですか、何かから答申も出ておるようですね、厚生省としては、これは一つ大所高所から十分検討して、やはり何と云つても国民のためになる病院にしてもらなければ困るわけですから、その点はそういうことでお願ひをしておきたいと思ひます。

次に、私はあわせてちよつと伺つておきたいのは、今、国立病院の看護婦の給与といふのは、よきよきといふのだといふことですね。これは今お話があつたのですが、それは、国立病院で今完全に看護婦が充足をして、定められた完全看護等が十分行なわれているかどうかといふ点については、やや私は疑問があるわけですね。大体、完全看護ではつき添ひ婦やつき添ひの看護婦等を個人で雇ふ必要はないというのが、私は原則だと思つておるのです。ところが、どうも私の聞いておる範囲では、国立病院必ずしもそういう状態

になっていないのです。これは、それじゃ看護婦が定員が充足をされてないのか、定員が少ないのか、一体問題はどこにあるのかをちょっと伺いたいのです。

○尾崎政府委員 国立病院の看護婦

の、まず定員の関係でござりますが、定員の関係は、医療法の基準によりまして、一般病床——一般病床と申しますと、病床を結核、精神とか伝染病とか、それ以外に分けております。その他の一般病床であります。それにつきまして、四ベッドに一人、それから結核、精神は六ベッドに一人、それから大体外来は三十人に対して一人、さらにプラスいたしまして、手術の数が多いたるところとか、また特殊な高血圧センターとか、その他をつけております。ところはまたそれをプラスして定員を出してあるような状態でございまして、その充足率につきましては、三十八年一月一日付の数で申し上げますと、定員看護婦七千五百五十五名に対して七千四百七十七名、看護助手が五百四十四名に対して五百二十四名、それから家政婦と申しますか、それに準じます者が四十四名の定員に対して七十三名、合計七千七百三十三名に対して七千六百四十四名で、九九%ぐらいの充足率になっております。従って、かなりな充足率を示しております。

それから第二段の問題といたしまして、基準看護の問題であります。これは保険局の方の問題でございまして、これを一般病床につきまして、これを一般、二類、三類と分けておられますが、一類におきましては四ベッドに対して一人の看護要員でござ

いまして、そのうちの二割は看護助手でよろしい。だから、四・何ベッドに対して一人の看護要員ということになります。従って、国立病院の看護婦は、その基準看護よりもだいぶ上回っております。配置になっておるところが多いわけですね。ところが、さらに病院によりまして、診療の濃度が、患者の構成とか等によっていろいろ違ってくるわけでありまして、重症患者とか、手術をせねばならぬ患者とか、いろいろ検査をせねばならぬ患者がおります。それだけ医者がたくさん仕事をしなければならぬと同時に、やはり看護婦さんがする仕事が多くなって参ります。今のお話の、おそらく都会におきまして、基幹病院などというところになります。入院してあります患者さんの点数で見ますと、入院料をのけて、あの医療活動によりまして点数が、一般の平均の倍ぐらいになっております。それだけ仕事が多くなってきておるわけですね。そういうようなところに対して、手術数が多いところとか診療センターというものにつきまして、多少今のように看護力を多く配当しておられますけれども、そういうような関係から、そこら辺ではかなり忙しくなる。

重症の方では、看護婦さん以外に人をつけないという希望者に対して、医師の方が必要があると認めるときは許しておるといふようなことが行なわれておるところがございまして。この点、今の全体の看護の数を機械的に、と言つては悪うございしますが、四人に一人とかいうふうな考え方をしておること自体にも、もう少し検討を要するかとわれわれ思うので、やはり必要数かどうかということをもう少し検討しな

ければいかぬと思いますが、今の状態ではそういうふうな事情でございまして、基準看護という立場から、やはり保険局といたしましては、そういうつき添いをしないことを原則としておられますが、この点今いろいろ問題が起つておる状態でありまして、われわれの方でもつき添いをつけ始めますと、ついそれにたよってくるという傾向に對しましては心配し、そういうことのないようにいろいろ指導しておるような状態でございまして。

○堀委員 実は今の問題でちよつと明らかになりましたのは、都市の病院は非常に収益力が高い。収益力が高いというところは、現実にはやはり手術等が非常にたくさんあるということですね。

手術開けの患者というのに対して、普通一般の患者側の看護婦の配当ではすでに無理がある。この責任は私は厚生省にあると思うのですが、やはりその仕事の密度というものを十分勘案をして、収入はほとんどふえてきておるけれども、その他はともかく一般的な四床に一人というふうなルールでやっておるから、ひまな病院の看護婦はロードが非常に少ないけれども、収益のほとんど上があるような病院の看護婦というものは、総体的に非常に密度の高い労働をさせられるという傾向になっておるところに問題がある。だからその点は、当然そういう一面的な基準ではなくて、仕事の密度を勘案したところの定員というものを、厚生省側ではすみやかに検討しなければ、これは私は重大な問題が起きてくると思う。このことはやはり単に看護婦だけではなくて、医師の問題だって私はやはり同じことであると思うんですね。

だからそういう問題を十分に踏まえた上でものを考えてもらわないと、今の条件のままで収益があつたからそれを施設費に注ぎ込めるのだという考え方は、少なくとも私は誤りだと思つて、この点はまず厚生省側として早急の一つ国立病院の仕事の密度を医師及び看護婦について十分検討をして、近い将来に少なくとも米年度の定員の問題については、まず定員増が科学的な根拠の上に立つて、そして労働密度が異常にならないような配慮がされる必要があると思つております。

私の質問時間は大体終わりに近づいたのですが、もう一点だけ、看護婦の絶対数が非常に足りない、現在全国的に看護婦が非常に不足していて、一般に困つておる。国立病院で養成をしておるんですが、そういう国立病院等で養成をした看護婦は一応国立病院が使う、大学病院で養成した看護婦は、優先順位としては大学病院が使うということとで、一般の民間では非常に看護婦が不足をして困つておるといふような実情なんですね。そして民間でそういうものを養成するといふのは、なかなか大へんなので、さつきも主計局の答弁もありましたけれども、国立病院で看護婦を養成しておるのについては半分は一般会計で持つておるといふことは、やはりこれは単に国立病院の看護婦だけを養成するといふ目的ではないという面が、私はあり得るのだらうと思つて、もう少し積極的に看護婦を養成をする専門の大学、今のところ医学については大学の医学部があつて、そこに付属病院がついていて、しかし、どうも私まだよく知りませんけれども、看護婦の大学があつ

て、その大学に付属病院がついていて、その大学はなんじやないかと思つて、その後の問題としてはまず看護婦大学というのか、ほんとうに医者と同等レベルにおける看護婦の大学がで、そういう水準で教育もされ、各種の医療職としての報酬等も医師と同等に扱われるような条件に持つていかならぬ限り、私は他産業との関係、いろいろな給与等の条件から見ても、今後看護婦のなり手なんというのにはなくなるんじゃないかという感じがして、これでは日本の医療というものは医師だけではできないわけですから、重大な問題だと思つておる。文部省はそういう問題に対して一体どういふ考えを持つておられるか、厚生省側、医務局長は一体どういふ考えがあるのか、そこらをもちよつとお聞かせ願ひたいと思つております。

○板谷説明員 御承知の通り現在の看護婦養成の制度は、終戦後保助看護法というものがございまして今日に至つておりますが、高等学校を卒業いたしました三カ年間の学習をするということになっております。それも学校教育法によつたものではなくて、学校教育法の八十三条で各種学校といふことになつております。従ひまして、その専任教員等も三名以上ということになつておりました。大体三名でやつております。しかし、こういうふうないろいろの進んだ今日、それからまた終戦後十五年もけつした今日、これを改善すべきであるという問題がありまして、これは厚生省とも連絡いたしました。いろいろこの改善策を考えております。それで御承知の通り、大学には四年制の大学とあるいは短期大学もござ

いますが、この四年制の大学のものが看護婦養成では現在二校ございいます。それから短期大学では五校ございいます。一部そういう高い程度の看護教育はやっておりますが、原則としては先ほど申し上げました各種学校でやっておるのでございいます。そしてこれも従来のその病院の看護力なりその病院の要員を養成するという意味のものであり、いわば徒弟養成というふうなことでありまして、今日においては時代に沿わない。教育として看護教育を考へるべきじゃないかというところで、厚生省とも相談をしておるのであります。またまた先口医療制度調査会からの答申もありまして、やはり学校教育法による看護教育については検討するようにということがありましたので、関係の方面とも相談し、またこれは予算を伴うことでもございいますので、いろいろと関係当局とも御相談し、この問題は十分に検討していきたいと思っております。

○尾崎政府委員 看護婦の大学の問題の前に、都会の病院についての忙しいところに対して医者、看護婦等の数の問題であります。この関係は先ほど申しましたように手術その他によって、現在においてもできるだけ考慮はしてプラスしておることが第一であります。第二にやはり建物とか機械整備によりまして合理化をやらすということが努力したい、建物がよくないばそれだけ仕事がいやしくなるといふ問題があります。しかしできるだけ今の御趣旨の線で、われわれは検討しなければならぬと考えておるものであります。それから第二の看護婦養成の点は、

○日井委員長 滝井義高君。今大学病院課長からお話がありましたように、今まで徒弟式に自分のところの要るものをつくるという立場がございまして、これでは工合が悪いので、国でも養成力をぐんとふやしていく、それで三十八年度には五カ所新設を国立でもいたします。それから同時に地方公共団体とか日赤というふうな公的なところについて、その養成力をふやしていただく。こういうふうなことで予算的に見まして、補助金等も三十七年度四百万くらいだったのが一億八百万に、二十七倍にこれを増額しておるといふような状態でございます。それから大学につきましては、ただいまお話がありましたように、医療制度調査会のお話もございまして、また大臣からも新しくそういうふうな方式を十分考へるという御下命がございまして、たとえば国立の養成所の何ばかを大学にして、大規模に養成するということが今検討中でございます。今お話し、現在ございいます大学または短大によります養成所の成績というふうなところも、あわせて今調べておるような状況でございます。

○堀委員 いろいろ文部省、厚生省で基本的な対策を考へていただかないと、これは先に行つても大へん困ることでございまして、そういう対策をすみやかに立てると同時に、大蔵省側としても、やはり現実の問題として非常に看護婦が足りないという問題は日本の医療行政に困ることですから、そういう各省側における対策ができた場合には、やはりこれに協力をして、予算的な配慮等も十分考へていただきたいという希望を述べまして、私の質問を終わります。

○日井委員長 滝井義高君。看護婦養成の特別会計法の一部を改正する法律案について少し質問をしたいと思ひます。

まず第一に、国立病院の多くは旧陸海軍病院から引き継いだものなので、しかも非常に年数が経過して非効率であるという御説明を、提案理由の中でおやりになっているわけですが、まず、一体陸海軍から引き継いだものの数は、八十九カ所ばかりの病院の中で幾つあるのですか。

○尾崎政府委員 全体のうちで、旧軍施設のもの七十五でございます。それから傷痍軍人温泉療養所が、四、それから民間の建物の買収、これは都城ものが二、これは転換でございます。それから戦後新設したもの二、これはやはり結核療養所からの転換でございます。だから軍施設の転換が七十五でございます。

○滝井委員 総計八十四ですね。そうしますと、これらの病院が非常に非効率であるという理由はどういうところにあるのですか。

○尾崎政府委員 建物が、昔の、人件費をあまりかまわなかった軍の時代におつくりになったものではないかと思ふのであります。そういうような関係で、近代の病院管理の立場から見まして、必ずしもそぐわないような建て方になっておる。広い土地に分散して建てられておるとか、その他いろいろ建物の運用しますための設備も逐次改善をしておりますが、能率がよくない、こういうような問題でございます。

○滝井委員 経済白書は、もはや戦後ではないといったけれども、ここでは

依然として戦後が続いておるわけですね。そうしますと、一体今まで、一般会計からどの程度の額を病院の特別会計に入れておったか、ずっとここ数年の、入れた額と、そのパーセントをちょっと御説明をしてもらいたい。三十七年度で幾つでございますか。

○尾崎政府委員 三十七年度は三億二千二百萬、全額の中のパーセンテージにいたしますと一六・八%、三十七年度は三億七千八百萬、一六・九%、三十八年度は三億九千八百萬、一八・三%、三十九年度は四億四千七百萬、一五・九%、四十年度は四億八千九百萬、一三・四%、三十九年度は二億八千九百萬、二〇・四%、これはがん・センター関係が入っております。それから三十七年度は三億九千九百萬、三十八年度は二億七千七百萬、二一・八%、こういうふうな状態でございます。

○滝井委員 今御説明をいただいたように、少なくとも三十年から三十二年までは一六%とか一八%であつたわけですね。自來すうと下がつてきておるわけですね。がん・センターは最近における新しい成人病対策として、これは新設で別です。従つて、これを除きまして、おそらく三十六年度も一三%かそこらの台だと思ふ。すでに、国立病院が非効率で、だつた広いところに、昔の陸海軍の人をふんだんにつぎ込んでおつたときにつくつておつたと言ふのに、一体政府としては、医療政策の重要な根幹である病院のために予算をつぎ込まなかつたのはどういふ理由ですか。どういふ理由で、こんなわずかな金しかつぎ込まなかつたのか。しかも

それがふえるならともかく、医療保障を前進させなければならぬとあれだけ池田総理も言つておるし、公共投資、減税、社会保障というのは、三十五年十一月の選挙における池田内閣の三大公約だった。最近はその減税を除いて、公共投資、社会保障、文教の前進という、いわゆる三つのものの中に社会保障を入れてやっておる。その社会保障の中で所得保障と医療保障が二大支柱であるということは、厚生大臣もよくおつちやう、歴代の厚生大臣が言つてきておるわけですね。しかもその医療保障の支柱は何だということとは、やはり国立病院をしっかりとっておかなければならぬ。ところが国立病院への一般会計からの繰り入れ額は、だんだん減少していつてゐる。そして今になつたら、国立病院は非効率で、だつた広くて、うんと人が要ります、人がよい要れば人件費がよいにかかるとはわかるから、人件費を削るためには何とかしなければならぬ、こういうことで筋が通らぬと思ふ。今まで、昭和三十年から約十年になんとなつた日月がたつておるのに、その予算を削らなければならぬという理論的根拠は一体どこにあつたのですか。こんなに予算を削らなければならぬ、總体的な比率を下げなければならぬという理由は、一体どこにあるのか。

○尾崎政府委員 滝井先生のお話は、全体のうちのパーセンテージがここであつていかなければならぬという御議論だろふと思ひますが、厚生省の大体の考え方、整備費の関係が十三、四億が大体コンスタントにあつた。と申しますのは、一般の整備に對します予算は、第一基幹病院と申しますか、プ

ロックの基幹病院の整備をある程度計画的にやっておいて、それが同じ数字で来ておった、こういうような状態でございまして。一般の病院経営費その他がふえてきておる。ことにこのふえ方が急速だった。こういうために、全体の中の比率が下がってきておりますが、整備費自体としては、大体初めの第一基幹病院を建てたときの計画の線に沿って動いてきておるわけでございます。その第一基幹病院の整備のときの計画自体の問題もあると思いますが、なおそれと同時に、できるだけ病院自体をよくしていくという立場でわれわれ自身も努力して、この努力で医療機械等の整備もどんどん伸びておりますが、そういうふうな点で、自分自身でもまかなえることも多くなってきた、こういうことだろうと思っております。ただ第一基幹病院の整備が大体終わりましたので、第二次に移っていくときにあたりまして、ここで飛躍的に考えたいので、こういうふうな借入金金の制度を考えたいわけでございます。

○浦井委員 第二次に移るとおっしゃるけれども、ここに書いてある理由というのは、何と書いておるかという、施設が相当の年数を経過したので、かつ非効率なものが多いのでと書いておられる。今まで十年間コンスタントにしか入れてきていない。非効率なものが多い。その結果収益が少ないというところは、入れ方が少なかったということと証明している。入れ方が少なかったのに、今度はその入れ方の少なかつたのを補うために借入金をやろうなんという、こういう矛盾した政策というのはいらない。これは国立病院

院ですよ。普通の私的医療機関じゃないのですよ。国が責任を持っておりやうにならうという病院について、今まで一般会計から入れておったのに、その入れののがコンスタントであった。今度は第二次計画をやるのに非効率であるから借入金をやったまかなうなんというの、そんなことをしておったのでは、病院の経営というのとは成り立たない。これを成り立たせようとするば、営利主義に徹せざるを得ない。国立病院が営利主義に徹するということは、社会保障における医療保障が後退することを意味するのです。そうではなくて、健康保険をやろうかという、こういう事態になってきたのでしよう。そういう生命保険会社が、今度は医療をだしてもらうようにすると、またもに、国立病院が借入金をして、またもうけようとするならば、日本の医療というものは一体どうなるのですか。そこで、この八十四の国立病院の赤字と黒字の分布は一体どうなっておりますか。八十四の中でその病院の経営が赤字のものが幾らで、そして黒字のものが幾らなのか。黒字の病院はどのくらいに集中し、赤字の病院はどのくらいに集中しておるのですか。この八十四の赤字と黒字を仕分けして下さい。

○尾崎政府委員 先ほど堀先生からお話があったのでございますが、どういふふうなバランスの計算をやるかによりまして、いろいろ違ってくるわけでありまして。一応病院の整備費等特別に繰り込むというものをのけて、一般の運営費、それから診療収入によりまして入ってくるものと比較をして

みまして、黒字、赤字が大体半々ぐうの状態でなっております。どちらかといひますと、都会の方の、これは整備をいたしました基幹病院でございまして、そういうふうなところが黒字で、いなかの方の病院が傾向的には赤字を示しておるということが言えます。ただ年によりましていろいろ変動がありまして、あまり成績のよくなかった病院が、その後スタッフがかわりましてから、またぐつと変わっていくというのがありますので、一がいこの病院が赤字ということも言えないところも出ておりますが、対馬のように、年々赤字を出している例もあります。

○浦井委員 そうしますと、都市の病院と基幹病院が黒字で、その他いなかにある中小都市の病院が赤字だ。しかもその赤字と黒字が半々だ、こういうことになってきた。そうしますと、この特別会計のねらいは、借入金を借りて、デラックスの病院をつくって、できるだけ人件費を減らして患者を吸収して、能率を上げながらもうけていく、こういうわけなんですね。端的に言えばそういうことなんです。そこでなぜ一般会計から入れないのですか。大蔵省はどうして病院のために借入金なんかさせて一般会計から十億くらい金を入れないのですか。二兆八千五百億、ニホンハイワという予算ですよ。日本がいいなら、住みよいならば、病院に金を借りさせて病院の施設を整備させるというそんなけな政策があるのですか。どうして一般会計からわずか十億の金を入れられないのですか。

ともあるのですがね。○岩尾政府委員 国立病院の借入れでございますが、先ほど先生のおっしゃいましたように、一般会計からの繰り入れが年々減っております。それから医療保障の中心として国立病院というものを強化していかなければならぬのに、こういう状況では非常に社会保障の後退ではないかという御意見があります。毎年の繰入額と全体の収益と御比較いただきまして、%がいかがやうであるかということで非常に社会保障に対する後退というふうにお話ししておりますが、これはちょうど三十年当時から単価等も上がりまして現在では大に倍になっております。そういう状況で、本来一般会計から入れております金は、先ほど堀先生の御質問で話をいたしましたけれども国立病院といふものは経理を明確にするために一般会計から分けよう、しかし旧一般会計の資産というものは引き継いで運用していただいて、なお増加していく資産については一般会計の方で見ている、こういう趣旨で入れておりますので、相対的%でいいますと、片方の方で収益が非常にふえたと比率が下がったということもあり得るかというふうにご考慮しております。われわれもいたしましては、もちろん全体の予算を考えますれば二兆八千五百億ということでは膨大なものでありますけれども、それぞれ予算としては税金で入れるわけでありまして、どの程度のところからどういふふうに入れているかというおのずからの限度がございまして。

そこで一体国立病院の特別会計についてどれだけの一般会計の負担をした

らいいかということをお考えますと、国立病院の従来からの考え方というものは、完全な独立採算ということではございませぬけれども、経常運営というものは特別会計でやっていただく、そして資産については一般会計で入れていくということと所要の一般会計から繰り入れを行なうということとを考えておりますので、その限度において必要なのは入れています。ただ先ほど先生のおっしゃいますように、現状においては提案理由にもありますように、非常に病院としても施設が老朽しておるという状況でありますので、これをなるべく早くやりたい。早くやるには現在やるような一般会計と特別会計との関係から申しますと、最初に一般会計から渡しておきます資産、これはかなり余剰が出てくるわけでありまして、また現に余剰があるわけでありまして、こういうものを売却していただければ相当の金が出てきますし、それによつて所要の建設もできる。しかしそれはおくれたいけないというわけ、さしあたり十億からの借入れをもつてまかなって、そして売却資産の代金等をもつてやろう、こういった考え方があります。

国立病院の持っている資産は売りなさい、それはけっこうでしよう。余った資産だったら売ってけっこうですが、一体一般会計からどうして入れられないのかということですよ。繰り入れがでないのかということですよ。今まで戦後十七年間、借入金というものをやらずに一般会計からの繰り入れをやってきた。そして基幹病院を建てる場合は債務負担行為でやってきた、五

で……。また大蔵省はいかに病院行政について認識が浅いかということなものです。これは岩屋さんにも責任がある。あなたは主計官なんだから……。こういう体たらくであって、そうして今度は借入金をやったらいかにもうまく行くような錯覚をしろうとの議員は与えることはもつてのほかです。事件費というものは合理化したところで五割を占めるのですからね。だからそういう点でも私はこの点は他の妙妙も納得がいかないのです。それならば、今利子のことをちよつと片言隻句で、利子を国から出すがごとく出さざるがごとく答弁しておりましたが、大蔵省に尋ねますが、この利子は全部国が持つのでしょね。

○岩尾政府委員　現在計上しております三十八年度の利子は三千二百五十万圓というものを計上しております。

○滝井委員　それは全部国が持つのでしょねということを尋ねておるのです、持つが持たないかということと一つ答弁してもらいたい。

○岩尾政府委員　一般会計からの繰入金でございます。

○滝井委員　そうしますと、今後繰入金がだんだん増加をしていきますと、この利子の額も多くなってくるわけですね。これは当然持つでしょうね。

○岩尾政府委員　現在のところは負担増をしていきたいという気持で考えております。

○滝井委員　これは一つ事務次官、大臣として、しっかりそう持つということとできちつとしていただきたい。――

立てなければならぬのですから、利子というものは重要な影響を及ぼすんです。将来当然これで持つていくんでしようね。

○原田政府委員 さきにそれに付随したような質問が堀君から出たのです

が、これは五年開掘を置き二十年で返還という問題でございますが、利子につきまして今総務課長から申しておられますように、そういう線で行きたいと考えております。今滝井さんのお話を聞いています。都市の病院も赤字ばかり出している。労災の病院はいい、国はそれにならうとやれ、こういうことでは赤字を出してもかまわないんだというように聞こえる内容が御質問の中にあつたのです。金もうけなんて思つていないが赤字を出しても幾らでもやつていいというものではない。一方にいい病院をつくつておいて、これに見合うところの病院をつくれつと云つて、小さい町まで程度も考えずにそんなデラックスな病院をつくるから、そういうような赤字が出てくるという問題も僕はあると思う。この今の国立病院の問題に對しましても、膨大な土地を持つて、たくさん土地を持つていながらその土地は遊んで、そういうような状態をよくして、そしてそういうような金を生かして、国立病院の施設、設備あるいは内容を充実していこうという考えをしてるのである。国の金が十億より出ていないじゃないかと言われるが、十億という金だつて大事な金です。病院のことだけ言つて、十億というのは何だ二兆八千億のうちの一割に過ぎないことになるが、あんなところの九州の石炭だつて大

事だし、みんなのことを考えていったら十億という金は決して少ない金ではありません。一生懸命やつていられるから、そうボロクソに言ひなさんな。

○滝井委員 私は何も赤字をつくれと言つておるのではないのです。また国立病院の余つていふ土地を売れんとは言つていないんです。問題は借入金なんです。借入金のことを言つてい

は一般会計からお入れになつたらどうですか、りつぱにしたらうまくいくんですから——この金ならば利子も払わなくていいんです。その元本を返さなくてもいいのです。元本を返すということになる、返すだけのものをもうけなければならぬということ

のうら年間所得が二十万円以下の六割三分の人たちがデラックスの病院に入れるかという入れない。そうすると、中以上のいい人だけがデラックスの病院に入つて、あとの金を持たない農民や中小企業者は、保険証を持つて

言つておるのではないのです。また国立病院の余つていふ土地を売れんとは言つていないんです。問題は借入金なんです。借入金のことを言つてい

は一般会計からお入れになつたらどうですか、りつぱにしたらうまくいくんですから——この金ならば利子も払わなくていいんです。その元本を返さなくてもいいのです。元本を返すということになる、返すだけのものをもうけなければならぬということ

のうら年間所得が二十万円以下の六割三分の人たちがデラックスの病院に入れるかという入れない。そうすると、中以上のいい人だけがデラックスの病院に入つて、あとの金を持たない農民や中小企業者は、保険証を持つて

のうら年間所得が二十万円以下の六割三分の人たちがデラックスの病院に入れるかという入れない。そうすると、中以上のいい人だけがデラックスの病院に入つて、あとの金を持たない農民や中小企業者は、保険証を持つて

も反対している。今度はそれを同じ厚生省の中の医務局は黙ってそつちから五億もおうなんて、そんなばかなことではないですよ。これは総理の言明と違う。大蔵大臣の言明とも違う。一体これはどういうことですか。われわれをいつもべんにかけるのですか。こういうでたらめなことをばかりしてはいかぬです。

「大臣が出るまで質疑を待とう」と呼ぶ者あり

○日井委員長 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○日井委員長 速記を始めて下さい。

○滝井委員 御協力を申し上げなければいかぬから先へ進みますが、医務局長、これは省内不統一ですよ。あなたの責任は重大だ。従ってこれは資金運用部プロパーにかえてもらわなければならぬ。この予算書のカッ書きは消してもらわなければならぬ。このくらの財政投融資は資金運用部から余裕があります。だからこの国立病院三十八年度資金運用部資金(五)億、それから十億、このカッ書きの五億は消してもらわなければいかぬです。国立病院の施設費を借入金で持つていく基準というものはどういふことですか。あるときは借入金をすることができるとのことになっておるわけですか。一体国立病院の施設費を借入金で持つていく基準というものはどういふことですか。ある場合は一般会計からやりましますし、ある場合には借入金からやるわけですか。どういふ場合には一般会計で持つていき、どういふ場合に借入金でやることになりますか。施設費を借入金で持つていく基準ですね。どういふ場合に借入金で持つていき、どういふ場合に一般会計からまかないま

すか。これは法律の八条の二にあるわけですがね。

○尾崎政府委員 本年度は一応十億とこういふふうになっておりますが、来年度以降といたしましては、この法律によりましてある程度のルールをつくっていくということになってくると思ひます。

○滝井委員 どうもはつきりしなかったのですが、いいですか、八十四病院があるわけですか。そこで、借入金ばかり借りた病院と一般会計からの施設整備費を受け入れた病院とでは差別が出てくるわけですか。なぜならば一般会計からよけいにもらった病院は金を返さなくてもいいのですからね。ところが借入金でまかなった病院はよけいに返さなきゃならぬことになる。それだけその病院の運営というものに大きな影響が及んでくるわけですか。従って当然借入金によつて設備費をまかなう何か基準というふうなものがきまつておらなければならぬと思うのです。同時にまたその借り入れの限度額というものも毎年の予算で議決されるわけですね。これは特別会計の予算総則でちゃんと書いておるわけですから、従つてその借入金の限度額というものを絶えず頭に置きながら、各病院がやはり一般会計の受け入れと借入金による設備の更新とを平均化しておかないと、病院の中でアンバランスが出てくるわけですか。これはあとで質問をしますけれども、なるほどこの特別会計は全部プールはしておるかもしれないけれども、それは病院における医療従事者なりそこで診療を受ける患者にとつても大へんな問題なんですよ。そこでその借入金の限度額というものは一体

どういふ方針で定めるのか。従つて、借入金をする施設の基準という方針というのか、どういふ方針のもとに借入金をするという点をきちつとっておかないと、今言つたようにあなたの方でことしは四十六億必要だ、限度額は四十六億だと思つても、大蔵省の予算編成の過程で大蔵省がこれは四分の一以下の十億でよろしい、こうなつたら十億になつてしまつて、そうしてあなたの方の考へておつた方針というものは根本からみんなくずれてしまふのですからね。そこでまたやり直さなければならぬということになる。そこらの八条の二の二項、二項との関係ですね。

○尾崎政府委員 ただいまの考へ方は、借入金で大体三十くらいは病院の整備を重点的にやるていきたい。それで金額といたしましては全体として百五十億、それを三十九年度の予定で第一年に四十六億というふうな考へ方でおつたわけですが、今のお話のように、第一年は数が少なくて計画がだんだん延びていくという形にはなるわけでございます。ただし先生のお話のように、その一つ一つの病院がおの金の責任を負うという意味でなく、これは特別会計全体として、たとえば第一次でできました基幹病院などの黒字もほとんど投入して一緒にやつていく。またこれによつて整備ができました病院のバランスがよくなつた分、ほかの残りの病院の改善というふうな点も助けてゆく、こういうふうなことになるていくと存じます。従ひましてルールというふうな点は、お話をきいて考へるというふうなことは、今からこちらではあまり考へていなかったわ

けでございますが、しかしお話のように将来の計画を立てます際に、そういうような点ももう少し研究はしていきたい、こういうふうに思ひます。

○滝井委員 個々の問題をお考へになつていないといふけれども、医務局長、あなた日赤の全国の病院の金というのは百億をちよつとこえますよ。国立病院とあまりかわらない。しかし日赤の中央の病院と、いなかにある病院の実体を見てくらんない。雲泥の差があります。使う薬品にしても、それからそこに雇う医局員の給与にしても全部違う。これは違つてくるのです。やはり働きのいいところにはいい医者が集まつて同じ医者でも給料を高く出しておるのです。だから今後これから三十の病院は一体どういふところから借りるのか問題ですけれども、その三十が借りて赤字がずつと続いていつたというときには返せないのです。そういう場合は今度他のところ、いわゆる黒字の病院からそこに持つてきて返さなければならぬことになるわけですね。そうしますと、その国立病院の院長以下従業員というものはどういふ気持ちになるか。肩身が狭いですよ。全国の病院長会議を開いても、何だ、お前のところはあんまりつばな病棟を建てたけれども、いつも赤字で他の病院に迷惑をかけるじゃないか、こういう形になるわけですか。そうしますとどういふ結果が出てくるかというところ、これはやはりうちの方も黒字にしなければならぬといふので、どういふところにその影響が現われるかというところ、あなた専門家だから御存じでしょう、診療内容です。あるいは食費に現われてくる。そういうところを検討しなければ

病院の会計というものは弾力がない。ですからある席で石炭のことを言つたけれども、石炭産業というのは人件費が五割を占めておる。そうして経費を削減しようとする場合は労働時間を延ばして労働強化をやるか、賃金を引き下げる以外には石炭産業というものはやつていけないという現状が出ておるところに問題がある、それと同じなんです。今の病院の経営というものは人件費が五割かかる。五割をこえたらその病院の経営というものは非常にやりにくくなる。あなたの方のこししの統計を見てくらんない。人件費が三十五年の決算では五四・九%、三十六年が五三%、五割をこえていゝんです。だから国立病院の会計というものは弾力がないんです。弾力が乏しい。だからこういふ弾力の乏しいところの病院は、いなかの経済力というものは池田内閣の所得倍増計画で都市といなかではますます格差が拡大をして、いなかの経済はよくない。だからこの三十の病院で、今あなたの仰せのように半分は赤字である。その赤字のところを建てかえて借入金をしてつぱにやろうとすれば、その借入金の元本が払えぬという事態が起つてくるわけですね。五年据え置かれて二十年では払えない。そういう場合に他のところになれくずしにしてくれというところになれば、その診療内容というものは病院長会議その他あなたの方から指摘されるわけですか。診療内容が悪くなる、そうすると診療内容が悪くなるまた患者が来なくなる、こういう悪循環を繰り返してくるわけですか。だからそういう場合には一般会計から元利を償還してもらふことができるのかどうかという

ことです。これは私は大蔵省にお尋ねしたいと思うのですが、そういう場合には、政務次官の答弁では利子はどうして将来は国が持ちたいとおっしゃっている。しかし病院も借入金で建てかえたけれども、依然として赤字である。そのために他の病院に影響を及ぼすというような場合については、当然これは一般会計の受入金の中から元利償還ができるかどうかということが問題になるわけです。ここに道を開いておかぬと私もはこの制度を納得することができないのです。そうしないと、だんだん赤字が重なっていくと国立病院自体の診療内容が非常に低下をしていくという事態が起こる。しかもまかないその他が悪くなつて患者にしが寄ってくる。それはなるほど全体としては一つのプールとしてまかなうかもしれないけれども、しかしこれは個々の病院の責任で運営していくわけですから、そうはいかぬ。ここにやはり企業会計的な要素が出てくるのです。独立採算的な要素が、行政上医療局として指導せざるを得ない形が出てくるのです。その点政務次官はどうですか。

○岩尾政府委員 滝井先生の御指摘は、現在の一般会計から施設費の繰り入れあるいは借入金によりまして各病院についてそれぞれ、たとえば借入金の場合には借入金を返すために努力をし、あるいはなかなか返せないということではあるが、病院がかぶる場合に、それによって非常な負担を受けてます。診療内容が低下していくのではないかと、そういう御指摘だと思ひますが、医務局長からお話しごさいましたように、現在の施設予算全体は、先

ほどお話しがありました四十六億という御要求でございましてたけれども、実際上はそれが十億になったのではなく、四十六億というような全体の施設計画でございまして、その中で一般会計から出すものは三十病院について約九億、それから借入金十億、土地の売却等による収益は十億と、この中で、約三十億くらいのもので四十六億の計画について調整をした、こういうことでございまして。四十六億を十億というふうに見減らしたわけではございません。それから今申されましたように、借入金で調達をした財源と、それから一般会計から入れた財源と土地の売却の財源、こういうものは全体を返すにいたしまして、国立病院全体の施設というものをどういうふうによつていったらいいかという適正な計画を立てて配分していくわけでありまして、その配分された金に糸目はございません。各病院は、おれの方は金を借りたから返さなければならぬ、あるいは利子を払わなければならぬということにはなりません。そこで将来の問題として、この病院がどうも赤であるとか、この病院が返せないという計算は、そもそもできませんし、将来にわたつてこの十億の借入金というものが返せなくなるという状態になるかどうかというお話でございまして、これも、これは先ほど来申し上げるように、現在国立病院の土地は大体百五十万坪くらいございまして、これは非常に余剰の土地もございまして、新しい高層化によりまして出てくる余剰もあるもので、そういうものの中で処分し得るものを処分し、そうしてその余剰というものを、あるいは非常に収益の上

がつてくるようなところもございまして、そういうものを当てにして返していけば返せないという状態にはならないというふうな考えでおります。

○滝井委員 返せないことにはならないとおっしゃつても、これは診療収入と労務費を比べてみると大して差はないのです。これは非常に接近しているのです。三十七年の国の予算をお読みになると一億四千赤字と書いてあります。あなたの方の主計官がお書きになったのを見ると赤字と書いてあります。だから売ものがある間はいいです。去年は雑収入が七億七千万出ています。これは十億九千万程度でございます。売ものがある間はいいのです。しかし、百五十万坪の土地があったからといって、どんどん売つてしまつたら、今度あとになつたら大へんことになるのです。だからそれはいかぬと思う。だからこれは病院の経営を借入金でやりになるとするならば、診療収入で借入金か払えるという形が原則だ。だからこそ償還計画なんかを立てさせるわけですね。そうすると、八十のうち半分は赤字であるとおっしゃるのだから、今の診療報酬のままで行きますと、結局将来現実に診療内容を低下させる以外にない、あるいは差額徴収を取つていく以外にないですよ。それから今国立療養所は二割ですね、それから国立病院も、結核病床だけですが、一割くらい引いていきますか、こういうものをやめざるを得なくなる。こういうものをやめないとやつていけない。そうすると、それだけ医療報酬は後退になる。そうでなくても厚生省はあの二割をやめたてしょうがない。それから入院をしていらつしやる生活

保護にひとしいような人の金を、やはり法律を改正してでも取り上げようとしているわけですね。これは入院しているのだから入院費を払うのは当然だけれども、だんだんそういう苛斂誅求的な状態になつてきつたところ、こういうことなんですね。将来そういう場合に厚生省としては借入金の元本について要求するわけでしょう。船会社を見てごらんない。あの造船費で起こしたけれども、やはりまた一時やめておつた利子補給を始めたです。ね。医務局もあのくらの心臓が必要ですね。あのくらの心臓で赤字になつたら元本も一つもらいたい。こういう点はちよつと私厚生大臣でないが、医務局長じや気の毒です。大蔵省に頭が上から下へいふのですから、また四十六億要求しておつて十億しかもらえなかつたということですから……。そういうしますと、岩尾さんの方は百五十億の総ワケはお認めになるでしょうね。

○岩尾政府委員 今申しましたように、四十六億の要求が十億になつたのはございせん。四十六億というのは全体の施設費でございまして、それから、四十六億が減つたことは減りましたけれども、借入金十億と売却収入十億とそれから一般会計から入れるもの約十億で、三十億ということになります。

それから百五十億の計画全体を認めるかどうかということもございまして、これはなお今後よく検討いたしたいと考えております。来年はさしあたりその分について、全体の施設費としては約三十億で三十病院をどういうふうによつていくかということを検討いたしたい、こう考えております。

それから先ほど先生がおっしゃいました診療収入でもって払えなくなるといふお話でございまして、これはわれわれはそう考へておらないのであります。実は先ほど来堀先生の御質問もございまして、御答弁しておりますが、国立病院の特別会計におきましては、施設費については一般会計でなるべく見たいという気持でやつておるわけでございまして。そういう施設費の金も、もし全体の収益がよければこれは出していただくことはけっこうでございます。必ずしも、必ずしもこれからは考へておるべきではない、いなかの方では非常に赤字になるのではないかと、いふお話がございまして。確かにそうかと思ひます。しかしこれも先ほど来申し上げておりますように、全体の国立病院の配置というものをもう一度御検討願ひたい。われわれは現在の国立病院というものを、このままの状態でどんどん施設をよくしていくというふうには考へておらないのでございまして、医療制度調査会の答申もございまして、本来の国立病院の使命を達成するために、どういう配置をしたらいいかということを検討してやつていただければ、そういう意味で、たとえば先生が先ほど申された特別室とか、そういうものをつくつて収益がよくなるのではなくて、その配置の適正化によつて、都会等の病院の収益がいいのも、これはデラックスな特別室があるからではなくて、全体としての患者が多いということとが収益が上がつておる理由でございまして。そういう点もございまして、必ずしも私は三十病院の整備をやりま

しても、そう赤が出るというふうには考えておりません。適正な配置、適正な計画を立てただけならば必ず収益も向上していくのではないかと、こういうふうに考えております。

○滝井委員 じゃちよと医務局長から岩尾さんに教えてあげなければならぬ。外来患者が多かったら病院は赤字になりますか。

○尾崎政府委員 今のお話の患者がふえたということは、入院関係の患者がふえる、また診療点数のふえることを大蔵省は言っておるのだらうと思えます。施設によりますが、外来患者がふえても収益に必ずしもプラスにならない。なお今の先生のお話では設備を整えてデラックスの特別室を一度につくるといふことでありますが、そういうことではなしに、今までの第一次基幹病院などはかなりバランスがよくなくて、よくする立場でバランスもよくなくていく。食費を切り下げるのじやないかというお話は、われわれは全然考えていないのであります。これは流用がきかないのであります。そういうことは全然ありませんし、また国立病院の二割引の問題は、国立療養所と一般病院の会計とは全然別会計になつておるわけで、その点は全然関係がないわけでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

○滝井委員 外来がよけいにおりますと、必ずしもそうもうからない、収入がよけい上がるというわけにはいかぬというデータは出ております。それから入院も、いわゆる健康保険が通用する病棟、いわゆる差額調整のない病

棟ばかりでやってごらんない。今あなたの方の国立病院の傾向をごらんになると、建てかえたときには必ず特別病棟を少しふやすでしよう。今病院収入が、国立病院であつたのが三十六年度の病院決算として診療収入百十八億九千二百万円、業務費が百七億二千八百万円です。これから見て比べてみてもほとんどとんとんなんで

す。こういう形の中で借入金をやつて病棟をつくるかすれば、いわゆるものを相当つくつていかないと、これは人件費が五割をこえている現時点で考えるです。少し病院経営の実態というものをあなたの方で大蔵省の主計局にレクチャーする必要があるのです。そうしてやつてもらふと、結局だんだん借入金によけいにさせられて、それを返すのに苦勞する。一般会計からの受け入れはだんだん少なくなる傾向にあるのに、ますます借入金が多くなる。

もうこのしる予算だつて借入金を十億したために削られていて、そこで、これは大蔵省にお尋ねいたしますが、現在の一時借入金の現状はどうなつておりますか。

○岩尾政府委員 現在まで借りたことはございませぬ。

○滝井委員 厚生省は一時借入金を全然やらずにやつておりますか。

○尾崎政府委員 一時借入金なしで、積立金を必要とすべきはくずしてやつております。

○滝井委員 そうした場合にどうして国庫余裕金、これは無利子ですが、これを借りにならないのですか。積立金をくずさずに一時借入金で国庫余裕

金を借りれば、これは無利子ですからこれで泳ぐのが一番いいのです。かつて健康保険の会計でやりになつておつた。わずかしかな積立金を取りくずすよりもその方がいい。これはできるわけでしょう。「一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行ふ」というように十一條にある。わざわざ積立金を活用せずに、法律にあるのだから、大蔵省と相談して国庫余裕金をお借りになつたらいい。それは何か経理上の隘路があるのですか。

○尾崎政府委員 ちよと今申し方が不十分だと思ひますが、自分の方の手持ち現金がかなり年度末にありまして、四月の歳入が入つてこないときでもそれを使つて泳いでおる。だから一時借入金の必要があまりなかったのであります。

○滝井委員 それならわかりました。積立金を取りくずすということだから……。

そうしますと、現在国立病院と同じ形態で経営されている社会保険病院をみますと一体どういうことになつてい

るかと、六十八の病院の中で四十が赤字です。今度国家公務員のベースアップがありまして、そのベースアップと同じ形をとりますとそのくらの赤字になつてくるわけでありま

す。御承知の通り昨年からベースアップがあつたので、これは医療職ですから他の公務員よりかよけい上がるわけですが、そういう関係は一体どうい

うことになるのです。国立病院の内部においてそういう関係は全然関係なくやつていけるということですね。

○尾崎政府委員 三十七年度決算におきましては、人件費のアップを十月か

らやることになつておりますが、これは診療収入が予算より十数億多くなりまして、そういう関係でこの程度の運営ができております。三十八年度はそのベースアップを組み入れてまして予算を計上しております。

○滝井委員 私が心配するのは、さいせん岩尾さんがどう言つたかといふと、今後国立病院の配置について検討しなければならぬといふことをおっしゃつたわけですね。そうしますと、配置について検討するといふことはどういふことになるかといふと、結局借入金をお借りして返せないような病院は、かつておやりになつたように地方委譲するか廃止するといふことにな

るわけですね。すでに社会保険病院はどういう方針をとり始めた。社会保険病院はどういう方針をとつて今のベースアップにこたえて赤字の病院を黒字にしように努力しておるかといふと、ま

ず第一に賃下げ、労働時間の延長をやるわけですね。それから人員の削減と定

年制を実施しようとしておるわけですね。それから病院の移転縮小をやるわけですね。今言つたようなないかある

ような赤字の病院は縮小するか、あるいは移転をしてなるべく都市に持つていく。それから同時に病院の業務の一部を下請け化するわけですね。給食その他みんな下請けしてしまふわけですね。同時に新しく建てた病院は、

みんなデラックスなものを建てています。そして差額徴収でやるという方針ですね。こういう五つの方針を併用してやつていけるわけですね。これ

は、社会保険病院がそういう実態ですよ。社会保険病院というのは、きいぜん申しましたように、毎年健康保険の

特別会計の中から、全社連に十四億程度入れるのですよ。それでどうやらなければやつていけないのです。借入金なしにはやつていけない。これでやつていけなかつたので最近借入金をするようになってしまつた。そうして借入金をどうするかといふと、今

言つたようにデラックスな病棟を建てて、差額徴収をやつて、これで赤字を防ぐとしたが、私がこれに神経質になるのは、殷鑑からすると、前者のこ

う例があるからなんです。これは同じ公的医療機関ですからね。それがどこから借り入れるかといふと、年金福祉事業団から借りてやつていけるのです。それで今度のあなたの方のお借り

入れになる半額の五億といふのは、やはり同じような条件で借りてやるわけですね。これは同じ条件で借りて、しかも健康保険の病院がそういう形でやらないとやれないのに、今度は国立病院が借り入れをしたら、それをゆうゆうと返して、今までも同じような診療内容、今までも同じような労働時間、今

までも同じような五割なんぼの人件費でやつていくといふことは、これは木によつて魚を求むのたぐいで、空理空論になるわけですね。現実の理論として

は筋が通らぬです。これは同じ状態、労災病院だつて同じです。労災病院も、最近はどういう形になつてきたか

といふと、御存じの通り大きな労災病院に入つていけるのは背損の患者、背

の骨折している患者、あるいはけい肺の患者、あるいは大腸骨を折つてい

るというような長期の治療と

して特殊の研究を必要とするものなん

です。しかし特殊なアフター・ケアの施設を必要とするのです。ですからこ

ういう設備は金もうけにはならぬです。たくさん的人员がそれにかかり、そして機械設備をよけいに入れなければならぬ。従つて労災病院というものがだんだんそういう経営が赤字になるので、どういふ方向に労災病院が転換をし始めたかという、労災の患者はあまり見ないのです。労災の患者を見よけいにかかつて今言つたようにいわゆる病院が赤字に転換しない、赤字になる。それでどういふことにしてやるかという、健康保険の患者を見るわけです。生活保護を見るわけです。そして労災病院の労災の患者の入院というのは四割二、三分、そしてそれ以外の者が五割五、六分になつてしまつた。各前は労災の病院だけれども、それが健康保険病院と同じ形態をとつてゐるのです。だからこういう国立病院と類似の、全く借入金その他をやつて同じような形になつてゐるから、国立病院だけが鶏群の一鶴で、例外ではあり得ないのです。やはり豚の群れは豚の群れの中におることになるのです。だからこういう何か国立病院だけ特別に借入金をしたら地獄から天国に上るような錯覚を与えてもよろうたら困るのです。

もうこれ以上言いませんがね、大臣が参りましたから留保しておつたことを今お尋ねしますが、実は病院に十億資金運用部から金を出しますと、こういう御答弁だつたわけですね。私資金運用部プロパーから出すのだと思つてだんだん追及していったら、この前私が予算分科会で御追及申し上げました厚生年金と国民年金の還元融資、あるいは特別融資から結局半分は出すことにしてしまつた。労働者の福祉のためにやるというので、医療金融公庫や地方債に出すのはおかしいじゃないかという議論が厚生省の内部にもあるわけですね。それで予算編成の過程で、それは厚生省から相当強く反対を大蔵省に申し入れられておつたはずなんです。年金審議会等の結論からいつても、これは労働者の福祉に使われることになつておつたのですが、いつの間にか知らぬ間に、資金運用部プロパーで出すのかと思つておつたら、今度は年金の金から五億出しますという御答弁があつたのです。これは借入金をするのや、労働者の住宅やらそれから体育館やら病院を建てようというのに使おうというのに、それに国立病院五億割り込んでくるというのは、あまりけちくさいではないか、こういうことなんです。これは約束が違ふ。資金運用部からというので、資金運用部プロパーだと思つておつたら、労働者の金に国立病院の金が入り込んでくる。これは筋が違ふ、これは約束が違ふし認めるわけにはいかぬから、予算書のカッコを消して下さい、こういうことなんです。それはわからぬですかね。これは厚生省の年金局でも、こういうところを使うのは反対だということを言つてゐるわけですね。厚生省もそういう方向にはやめとて言明してゐる。ところが今国立病院は財政投融資から金を出しました、こう言うから、しかもそれは資金運用部から出さうとておつたことではない、それは結局年金福祉事業団から出さうとてゐるということになるわけですよ。年金福祉事業団の金を出す、そういうことでしょうか。だからそ

れならば筋が通らぬじゃないかということになる。

○田中大臣 厚生省側は、一般地方債や医療金融公庫や国立病院特別会計というふうなところに還元融資から出すことはやめてもらいたいというところは、長いこと言つておるようでございますが、三十八年度予算編成につきましても、ただいま御審議願つておるようなことで両省とも了解し、政府の共同責任で提案をいたしておるのでございまして、少なくとも三十八年度の財政投融資の計画におきましては、五億円還元融資からということでご審議を願つておるわけでございます。

それから国立病院に還元融資から出すことはどうかという問題に対しては、これは将来の問題として検討する必要がありますがあるかも知れません。私は前大臣がどういふようにお答えしたかわかりませんが、国立病院の整備という問題に対しては、私は非常に熱意を持って考へておつたわけでございます。大体五億ぐらいいいのかわどうも、十億でいいのかわどうも、私みずからが指示したのでございませう。御承知の通り、昭和三十三年に私が郵政省におりましたときに、非常に有名な世界的なレベルになつた東京逓信病院が、設立後三十年になるにもかかわらず、大して内容が充実をせられない。特に三公社の關係にある関東逓信病院等戦後つくられたものが、相当設備がよくなつてゐるということを考えたときに、国立病院というものは世界的な立場に立つて、より高度に、医療的ないふよりも病理学やその他の専門的な問題に對しても、大いに研究範圍も広げて参り、そういう立場におい

てより裨益するためにも、財源の問題を考へてやらなければいかぬということとで、御承知のやむを得ずお年玉はがきの金までつき込もうとされたのでありますから、私は現在の立場からいいますと、将来はどういふ方法で固有財源をつくつていくかというところは別にしまして、いづれにしても国立病院を可及的すみやかに整備充実をせしめたいという考へに立つておるわけでございます。還元融資の中から貸し付けるといふことの問題に対しては、三十八年度はその意味で厚生、大蔵両省の意見が円満に合意が成り立ちまして、御審議をわすらわしてゐるのでございませう。将来の問題としては、また滝井さんの御発言等十分検討して参りたい、こう考へるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、これは年金福祉事業団の厚生年金積立金還元融資、国民年金の特別融資、病院關係が、三十八億、この中からですね。どこから借りるのでございませう。資金運用部から借りるといふても、カッコ書きの五億は、年金から持つていくというならば、この年金福祉事業団から借りるのでございませう、どうですか。

○堀込説明員 かわりましてお答えします。

国立病院に對する運用部からの貸付は、予算の説明にございませうが、財政投融資計画のところに特別会計に對する運用がございませう。この中の四番目に国立病院特別会計というのがございませうが、この欄に十億を計上してございませう。このうちがカッコして五億と書いてございませうが、これが国民年金還元融資の数字でございませう。従いまして、年金福祉事業団から出るわけ

でございませう。年金福祉事業団は別にまた公団等の欄に年金福祉事業団に對する運用が計上してあるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、厚生年金保険積立金還元融資、国民年金特別融資の中の年金福祉事業団で、病院に三十八年度は三十三億、それから国民年金の特別融資五億ですから、三十八億からではない、別にいわゆる還元融資を資金運用部に入れたものの中から出す、こういうことですね。

○堀込説明員 先生のおっしゃる通りでございます。

○滝井委員 それならば一応了承します。

これできようは終わります。

○日井委員長 これにて各案に對する質疑は終了いたしました。

○日井委員長 これより順次討論、採決に入ります。

まず、外貨公債の發行に關する法律案について討論に入ります。通告がありますので、順次これを許します。坪野委員。

○坪野委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました外貨公債の發行に關する法律案について、反対討論を行なうとするものであります。

政府は、さきに昭和三十三年度において、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、戦後最初の米貨公債三千ドルを發行したのでありますが、今後は毎年度ある程度外貨公債を發行し得る見通しを得たので、今回本法律案によつて昭和三十八年度だけの単年

度法とせず、今後産投会計の貸付財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の限度内で外貨公債を発行することができることとしようとするものであり、昭和三十八年度特別会計予算においてはすでに六千万ドルの外貨公債の発行を予定しており、その発行手取金二百三億圓は、これを開発銀行へ百十八億圓、道路公団へ八十五億圓貸し付けることにしているのであります。

そこで、われわれ社会党が本法案に反対する等の理由は、今回の外貨公債の発行が、池田内閣のいわゆる金づくり政策の手段、すなわち借金政策であり、事実上の国債発行に道を開くものであり、従来堅持してきた健全財政の線を突くすして、インフレによる大衆収奪の懸念が濃厚に出てきたからであります。

池田内閣は、党内派閥の実力者や、財界を初めとする党外の圧力団体に突き上げられて、二兆八千五百億圓という走大型予算をでっち上げたのであります。昭和三十七年度の税の自然増収分をほとんど食いつぶして、等二次補正予算を組み、使途不明の産投会計の資金に三百五十億圓を繰り入れ、また昭和三十八年度においても、一般会計から産投会計の歴人に四百九十七億圓を繰り入れ、さらには財政投融資計画一兆一千九十七億圓を計上して、社会資本充実の美名のもとに公共投資に再重点を置く政策を立て、大資本、大企業に奉仕する経済政策を強行せんとしておりますが、その財源捻出のため、一方では消費者物価の高騰により実質上の増税に労働大衆のためさきやかな所得税減税を答申した税制調査

会の意見を無視して、一般減税をちびり、高利子所得者の利子減税等を気前よくやってのけ、他方三十八年度の自然増収を目一ぱい見積ってその財源をほとんど食いつぶし、なお財政投融資計画の原資不足に詰まって、産投会計の財源として二百三億圓を外貨公債によってまかなおうとしておるのであります。およそ外貨公債の発行は、内国債と異なり、国民経済的には純債務となるものであります。かかる借金政策は、一時的にはともかく、長期的には元利金支払いの負担となつて国際収支を圧迫する要因となるものであります。相対債権を要するところであり、また入手された資金が浪費されることが大切でありますから、一般経費に用いることは断じて許されないのであります。今回の外債発行は、さきに述べたように、一般会計に目一ぱいの費用を充てたし、産投会計の財源難となり、さらにはガリオア・エロア対米債務の支払いを産投会計からするために産投会計の資金不足となり、これを外債で補おうとするものであります。事実上の国債発行となつては、インフレ要因をはらんだ危険な借金政策、公債政策といわざるを得ないのであります。

ところで、大蔵省では、昭和三十六年度末までは、将来の償還を考慮して年間五千万ドルが限度だといつていたものであります。昭和三十七年八月には、三十八年度以降年一億ドル目標に引き上げているのであります。田中蔵相も、一億ドル程度の外債発行は可能であり、インフレの懸念はないと言明しておりますが、これは昭和三十

八年度に償還期限のくるものが六千万ドルにも上るので、借りかえあるいは新規の外債収入をふやしてこれに充てなければならなくなつたためであり、雪だるま式借金政策は、インフレの懸念がないどころか、まさにインフレを助長する公債政策そのものであると断ぜざるを得ないのであります。

また池田総理は、三十九年度も内国債の発行はいたしませんと言明しております。ながらも、国債の発行をおそれるの古い考え方でありまして、日本の成長した経済力のもとでは、インフレのおそれはありません、と強気の放言をしております。これはまさに衣のそでからよい音がらつていゝものであります。三十九年度以降の公債政策を暗に示唆したものと見え、自民党内の圧力団体からの強要で、三十九年度以降の財政需要はさらに膨張するであろうことは火を見るやうにも明らかであります。その財源捻出のためには、大幅な増税と公債政策の強行以外には道がないからであります。

われわれ社会党は、今回の外債発行が、大企業に奉仕する産投会計の財源確保のための借金政策であり、しかも今後年々外債が増えられていく傾向は、大衆収奪のインフレ要因となり、さらには内国債発行政策への道を開くものとして、国民大衆の生活を守る立場から強く反対せざるを得ないのであります。

なお、われわれは外債発行の相手国が主としてアメリカであることを考へるとき、日本経済がアメリカ経済との結びつきをますます強化しつつ、結

局はアメリカ経済に従属せられるのではないかとおそれるものであります。一段貿易は国と国との友達つき合いであるが、資本取引はいわば親類つき合いだといわれていますが、米貨債発行が継続的に際限なく繰り返されることになれば、本家の言いなりになつて頭の上から親類のはしくれに成り下がらないとも限らないのであります。

次に、社会党が本法案に反対する第二の理由は、外債発行の手続として、その限度額を予算に計上して国会の承認を得るというところは当然として、発行の要件その他を法律で定めるに際してこれを単年度法とせず、予算で発行限度額が承認されるとき、当然に外債発行ができることとして、これを恒常化しようとしていることであり、これは産業投資特別会計法の一部改正案についてもいえることであります。政府は国民経済に重要な影響を及ぼす外債公債の発行にあつては、慎重の上にも慎重を要するものであります。従来通り予算案審議と法案審議の両面から国会の審議を十分尽くして、しかる後にこれを執行すべきものであるにもかかわらず、予算審議だけで直ちに執行できるように手続を簡易化しようとしておりますが、これはまさに行政権優位の思想の現われであり、国会監視に通ずるものであります。われわれの断じて認めることのできないところであり、財政の民主主義、予算法定主義の建前からして、予算で承認された外債発行額について、具体的にその発行の要件、手続を法律案の審議を通じて検討することとが外債発行の手続を慎重にすること

でありまして、国民の要請にこたえるゆえんであります。要するに政府は、本法案の通過によつて、今後の外債発行にあつては、膨大な予算案審議の中で、発行額の限度の承認を求め詳細な法案審議から免れようとする意図でありまして、われわれはこの点についても強く反対せざるを得ないのであります。以上の理由によつて、私は政府が本法案をすみやかに撤回されんことを要求して、私の反対討論を終わるものであります。

○白井委員長 伊藤五郎君。
○伊藤五郎委員 私は自由民主党を代表して、外債公債の発行に関する法律案に対し、賛成の意を表するものであります。

一般に外資は国際収支に直接間接に貢献するものであり、かつ国内資本の不足を補てんし、国の経済の発展に非常な寄与をなすものであります。資本蓄積の貧弱な国が、外資導入、なにかんずくその本命ともいふべき外債発行に努力することはきわめて適切にして妥当であると思考するものであります。従つてわが国は、戦前においても、明治三年に英貨公債自ポンドをロンドンで発行して以来、わが国の急速なる工業化を進めるために必要な資本の多くを外債発行によつてまかなつたのであります。戦後の今日においても、わが国の国際収支や国内資本の現状にかんがみると、その必要は少しも変わらぬのであります。戦後のわが国経済の再建と、復興のためには、外資導入の必要性を一そう痛感するのであります。戦争による混乱で世界の資本市場そのものが弱体化したばかりでなく、わが国の信用も喪失してし

まったくで、外債発行のごときは思いもよらず、当初はわが国の外資導入も、米国の経済援助や世界銀行、米輸出銀行などからの借款が主流となつたのであります。しかるところ、世界の経済がようやく戦後の弱体化を脱するに及んで、昭和三十四年一月、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、戦後外債の第一号として、米貨公債三千万ドルが発行されるに至り、自來、電燈債、開港等の政府保証外債や民間債がしばしば発行され、海外債市場開拓の努力が重ねられてきたのであります。従つて、わが国の海外市場における地位を一段と強化するためには、外貨公債発行のための恒久的な立法措置を講ずることが最も妥当と考えるものであります。しかもこのような必要性はわが国が好むと好まざるにかかわらず、八条国に移行せざるを得ない現段階においてとみに強くなつて参りました。しこうしてこの法律案は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるために、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た金額の限度内で、随時外貨公債を発行する権限を政府に与えようとするものであり、きわめて適切、妥当な措置と認め、私は衷心より賛意を表するものであります。以上をもつて私の賛成討論を終わります。(拍手)

○日井委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○日井委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○日井委員長 次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。通告があります。これを許します。武蔵山治君。

○武蔵委員 たいだいま議題になりました。関税定率法の一部を改正する法律案に対して、社会党を代表して反対の討論をいたしたいと思います。

御承知のように、政府・自民党は、貿易自由化を基本方針に定めて、今日までやや九〇%近い貿易自由化に踏み切つて参つたのであります。この自由化に対処する明確な見通しや目標、計画というふうなものも示さず、行き当たりばつたりの自由化であるという私たちは印象を持つてあります。

私も本法案に反対する大前提となる反対の理由は、一つは特に地理的環境がアジアに位し、中国、ソ連、朝鮮、これらの社会主義の国々とも当然貿易の振興をはかり、ただ単に自由主義陣営とのみ密着をし、目を向けるがごとき貿易自由化体制というものは日本の将来の経済発展に対する大なる貢献をするとは考えられないのであります。私もこれはかかる地理的環境にある日本の経済をほんとうに発展せしめ、政府の言う所得倍増政策を実現する道もこれら国々との一その貿易拡大をはかるという観点を取つてはならないという考えであります。従つて、今回の貿易自由化に対処する関税率引き上げあるいは引き下げ、これらの措置に対しては賛成をすることができないのであります。

第二に、特に自由化に対処する方策が確固たるものでなく、そのつどそのつどまことにわざわざ対策にうばひしているのが政府の態度ではないかと思ふのであります。特にバナナの関税率はそのよい例証であります。昨年法改正が行なわれ、税率五〇%にいたし、本年九月末までの期限をいたしたにもかかわらず、わずか半年有餘で今回七〇%に引き上げ、しかも四月一日から実施するという、これまでは自由化に対処する準備もできず、果樹生産者、国内輸入業者の不安、動揺を激化するばかりであります。しかも自由化によつて消費者に安いバナナを供給できるといふならば、その明らかな論拠なり見通しなりを示すべきであります。農林省もあるいは通商産業省も、それらの見通しについては全く発表しないのであります。私たちは自由化によつて一体消費者にどれだけの利益が与えられ、あるいは国内産業の打撃を最小限に食い止める量は一体幾らであるか、かかる点をも政府に説明を要求したのであります。何ら具体的な答弁を得ることができないのであります。まことに今回の関税率の改正は政府の無責任、自信のないものであつて、われわれの断じて賛成できるものではありません。

第三は、国内産業の保護、業者の不安、動揺の解消という見地からいふと国内産業を整備し、果樹生産者に対する手厚い政府の指導、これを確立してから関税率をいじつてもおそくはないのであつて、日本はまる裸になつて、貿易自由化に今すべて飛び込んでいくという政府の安易な考え方に對しては強い警告を発して、本法案改正に反対の意を表明するものであります。

○日井委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○日井委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○日井委員長 次に、中小企業高度化資金融通特別会計法案につきまして、別は、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日井委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○日井委員長 速記を始めて。

次に、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○日井委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

たいだいま議題いたしました国立病院特別会計法の一部を改正する法律案に關しまして、田中大蔵大臣より発言を求められております。これを許します。田中大蔵大臣。

○田中大蔵大臣 この際一言申し上げます。

厚生年金、国民年金の還元及び特別融資による国立病院への資金運用部資金に關する簡井委員の発言の趣旨につきまして、その趣旨に沿ひまして十分調査、検討いたしたいと存じます。

○日井委員長 たいだいま議題いたしました四法案に關する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日井委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

この際、本会議散会後まで休憩いたします。

午後二時四分休憩

午後四時五十一分開議

○日井委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

金融に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。春日一幸君。

○春日委員 本日は、金融機関の行なつております歩積み、兩建なるものの独禁法上の違法性について、公正取引委員会委員長に質問を行ないたいと思ひます。

まず最初に、公取委員長に一言ごあいさつを申し上げたいと存するのであります。が、渡邊委員長には、このほど国会各党ごとの、満場一致の御了解、賛成を得られまして、公取委員長として国会の承認を得られ、天皇の認証もつがなう終えられました、まことに祝賀に存する次第でございます。

○日井委員長 公取委員長は、公取委員長として国会の承認を得られ、天皇の認証もつがなう終えられました、まことに祝賀に存する次第でございます。

にも、いろいろな手だてでは必要ではあ
らうけれども、しかし今そのような手
だてをしておくような余裕がない。ま
ずその日に追われておる、給料に追わ
れておる、支払いに追われておる、そ
ういうような情勢のもとにおいて、そ
うの金を借り受けまする場合、一律に歩
積みをしていくというようなことは
断じて許されるべきではないと思つた
であります。これについて政府の目
解と公取の見解をお述べ願いたいと思

うのであります。

○大月政府委員　仰せの通りでございます。

○渡邊（喜）政府委員　御承知のように、独占禁止法には、第二条の七項の不公平な取引方法、これはそのあとの方に正は取引方法、これはそのあとの方に第十九条に「事業者は、不公平な取引

方法を用いてはならない。」というところとが書いてありまして、この不公正な取引方法とは何かということに關しまして、二条七項に一応の列挙があります。そしてそれについて五号がらあります。今お話のような事例に当てはまる一つの規定だと思いますが、五号に「白

己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。」こういふまゝにして、この七項は、「左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの」、そしてこの第五号、さらにこれを受けまゝ

て、不公正な取引方法というものに対して、不公正な取引方法と指定がございします。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の第二条第七項の規定により、不公正な取引方法の指定がここに十二列挙してございしますが、その一つに「自己の取引上の地位が相手方に対して優越

ていることを利用して、正常な商慣習に照して相手方に不当に不利益な条件で取引すること。」「こういうようなこととありまして、従いまして、今のお話の場合、銀行が自己の優越的な地位を利用して相手方に無理をしている、それが不正な取引方法になるというような場合は、それぞれの条項に一応該当するものと考えております。

○春日委員 ちよつと堀さんから要請がありました通り、時間をせかれておりますので、あなたは昔から一つ聞くと六十ぐらい答弁する悪い習慣がありますので、今度は認証官になられたのだから、必要なことだけに限って一つできるだけ簡単に御答弁願いたいと思います。

そこで銀行局長にお伺いをいたしますが、現在、以上のような理由によりまして、金融機関によって行なわれております歩積みは、すなわち、一つは純粹に企業家の任意に基づいて行なわれておるものもござります。それからほかは、企業家がその歩積みを承諾することなくしては貸し出しを受けることができないので、万やむを得ずして、泣く泣く銀行の強制に服して歩積みを行なつておるものと、両方が行なわれておると思うのでございます。

そこで佐々木銀行検査部長がお見えになっておりますが、当然政府では銀行検査を通じてこれら歩積みの性格について実態調査、分類調査をなされておると思うのでありますが、その割合は今のような実態になつておるのであるか。すなわち自主的な歩積みと強制的な性格の歩積みの対比率をこの際ここで明示を願いたいと思ひます。

○佐々木説明員 最近調べましたこと

ろでは、歩積みの類は給体の債務者の方、預金額のうちで非常にウエートが小さいのでございまして、最近調べました都市銀行につきましては、その債務者預金の〇・三％程度であります。このうちで御指摘のような好ましいもの、自発的な歩積みと、そうでない歩積みというものの区別は遺憾ながら数字を今準備しておりません。

○春日委員 私は、このような歩積みに対するさまざまな非難、これが国会においてもしばしばされておる。いやしくも日本銀行の總裁たる者がこういうものはなくさなければならぬと思うとすら言つておる。こういうようなときに、日本銀行の總裁もわれわれも、こういう自主的な歩積み、これは正當な取引行為としてなされておる歩積み、これを論じておるものではない。

せん。これは当然銀行が今取引委員長の述べられたごとく、みずからが優位な立場にあることを利用して相手に不利な取引をしいる結果として現われておる不正な歩積みと指摘して言つておる。だとすれば、あなた方は、このような国会論議に對しても、日本銀行總裁が指摘したそのような事実関係をつまびらかにするためにも、こんな重大な問題については、正確な数字を把握していないということが一体あります。何のために銀行検査官はあるのですか。私は念のためにこの間大月銀行局長が今まで十五回も歩積み、兩建の自衛をしたけれどもなかなかその効果があがらないという御答弁がござい

ましたので、少なくともその金融機関が大蔵当局の通達があるにもかかわらず何ら効果をあげ得ないということについては、これは大蔵省というものは

特に金融機関というものを保護育成するためにあるのかと思つて、私は大蔵省設置法に基づいて銀行局のつかさどる事務、権限、これをいろいろ調べてみた。そうしたらあなたの方には銀行を監督することにあらぬのですね。それを保護育成したり、彼らがめっちゃやることを見のがすなどということとはもつてのほかならぬ。実際問題として、銀行を國民のために、國民經濟の健全なる発達、発展、國民經濟の円滑なる運用をはかるために大蔵省は銀行を監督することなんです。私はこんなデリケートな問題まで調べてきておるのだから、この問題についてずっと私は深く論じて、願わくは、この機会において一個の結論を得たいと思つてござい

ますが、こういう重大な問題について、あなた方が何ら正確な数字を把握してないということとは遺憾千万である。何のために銀行検査を今までやってきておるのか。これはまことにわかりません。それでは私はこの機会に次の資料の提出を求めますから、ぜひともこのことはやつてもらいたい。まず歩積みの総額が幾らになつておるかというものであります。すなわちわが國の金融機関、すなわち都市銀行、相互銀行、地方銀行、信用金庫、信用協同組合別にこれらの金融機関が行なつております歩積みの総額は幾らであるか、それからもう一つは、今申し上げましたように、公正に行なわれております歩積み、それから独禁法の違反ありと見做せらるるがごとき性格の歩積みと、この対比率を一つ出してもら

いたいと思ひます。よろしゅうございしますね。それは重要なものですから、出してもらいたいと思ひます。もし聞

違つておれば、この問題は後ほど明らかになつて参ると思つてございします。が、獨禁法の中にはいろいろな権限を國家が持つております。これはもうそのことを要求することの権限、懲役二年以下に処する権限、損害賠償を請求することが出来る権限、いろいろな権限があるのでございしますから、そういうような國民がはなはだしく被害を受けるような国民がはなはだしく被害を受けておるかもしれないと思料せられるような問題については、銀行を監督する本来の使命をあなたが果たすためには、調査してその実態を把握することなくして、どうしたら大蔵省の職責を果たすことが出来ますか。だから、私が今申し上げましたように金融機関別に歩積み——兩建はあとで申し上げます。その歩積みの総額、それからその対比率——公正なるものと不正なるものとの対比率を資料として御提出を願いたいと存じます。

私は、なおこの際調査を進めるために伺つておきたいのであります。が、金融慣習として、現在のところ実態関係において歩積みが行なれておるのとはどのような場合でありますか。たとえば中小企業が多いか、あるいは大企業にも同じようにそういうことが行なれておるのであるか、あるいは手形の割引も含めて短期だけに限るのか、長期の場合も入るのか、この四つの場合、今歩積はどういうふうに行なれておりますか、それを一つ、その実態関係をこの際明らかにされたいと思ひます。

○大月政府委員 まず先ほどお話のございました資料についてお答え申し上げますと、この統計資料を作成することとは不可能でございします。それは先ほ

ど春日委員のお話のございましたように、債権者と債務者の主観的な関係を含んでおるわけでございます。われわれが計数的に、たとえば預金が幾ら、貸し出しが幾ら、あるいは一人の債務者につきまして貸し出しと預金とがどうなつておるかというような調査よりもさらに一歩進んだ双方の主観を入れて見なければいけない問題でございします。しかもその主観自体につきましても、多分双方について相当デリケートなニュアンスの食い違いもあると思つてございまして、われわれ監督の立場にある者といつたしましても、また検査の立場にある者といつたしましても、ほとんど不可能であらうと考えます。特にわれわれの持つております検査権限は、銀行その他の金融機関に對して任意検査という法律上の建前になつておりまして、一つは法律上強制、たとえば税でございしますとかあるいは司法警察権でございしますとか、そういうような意味の、本人の意思に反して強制的に捜査あるいは検査をする権限を持つておりません。これは銀行法上の建前でございします。

それから第二の問題といつたしましては、債務者に対して検査権を行使する権能は与えられておりません。従いまして、銀行サイドの任意の検査に應ずるといふことを前提としたわけではございませんから、そういうような検査の権限と歩積みというものの本質と両方からいたしまして、今のお話の問題については統計的な数字を示すことは非常にむずかしいと考えております。

○春日委員 そういう態度でありますから、銀行は、日本銀行が指摘する

おっしゃったように、われわれの方で
現在持っている職員の手などを考え合
わせますと、われわれの方ですぐこの

せしめ、これを助長するために金融といふものがあるからありますから、企業が必要とする金を公正に誠実に供給するといふところにいわゆる金融機関としての国家的、社会的な一つの使命があると思ふのです。ところが、金融機関がその本来の使命を誠実に果たさない、不正あるいは不当にその銀行業務の運営を行なっていくという形になってくれば、問題は金融機関が得をして、そして借り受ける企業者が損をするという問題ではおさまらないのです。損得の問題じゃない。それはその機関と機関とが本来の使命を果たさぬといふことになってくると、弱肉強食のやうな状態になります。公取引委員会がこれの限界の職務権限、銀行は金融機関としての使命を持ち、産業界はこういう限界において国民経済の中の一環としていろいろな公的使命をおのづから果たしていく、そういうものがみなみずから本来の機関としての使命を逸脱する、そうするとその機関の使命が変貌してきます。変貌してくると損得の關係ではななくして、わが国経済そのものの全貌を大いなる混乱の中に陥れていくおそれなしとはしない。さればこそ今日のわが国の経済が、経済学者あるいは経済評論家もこれを二重構造と言つております。かたわになつておる。国民の階層間、企業間、産業間、地域間、そういういろいろな所得格差の断層といふものが大きくなつておる、こう言つてきておる。いわばわが国の経済をかたわ者にしてしまったわけですね。そういうのはからざる弊害があるのだから、ただ単なる被害者の申し出

によつてこれを救済するといふようなことでは公取の使命は果たせないのです。公取といふものはただ単なる被害届けがあつたら、その事実の申し出があつたら、それから重々しく腰を出してその調査にかかるといふことならば、四十五條の三項という規定は要らない。親告罪だけを律するのじやないのです。わが国の経済といふものの番人として、あなた方には懲役二年以下に処することができるといふやうなそんな大きな権限すら与えられておつて、私はそういう親告罪的な限界において問題を処理するのだとか、事実關係がつまびらかにならなければ手を取られたいかなんとかいふやうな筋合いのものではないと思ふのです。

○渡邊(警)政府委員 私には四十五條の關係は一応先ほどお話ししたような解釈を持つておられます。しかし個々の親告罪の問題以外に、それとこの今お話しになつた歩積み、兩建の問題を解消する手段がないかどうかという点については、私は公取取引委員会として考へなければならぬ点はあるのじやないかと考へております。ただ、しかしたとえば公正取引委員会の職員の数など考へまして、あるいはまた銀行としての経営者の地位を一応考へまして、私の方の職員がすぐ、一応一応総裁のおつした話があるにしろ、あなたのお話があるにしろ、個々の銀行に乗り込んでいって、あるいは召喚して、そして歩積み、兩建について調査を始めるといふことがはたして適当か、あるいはそれ以外によりいい手段がないかという点になりますと、私は

今のうちの職員、しかもそれが従来の経験から見ても、金融といふものについて知識といふものにある限界を持つておるといふものが、そういうことをこの際にするにやうなことに、はたしてそれ以外に手がでないか、あるいは、私はまだ手があつたのじやないか、こういう見解を持つております。従つて、すぐ私の方でもつてそれを動き出すといふ点については、よほど慎重に考へなければならぬと思つております。

○春日委員 私はこの際政務次官を通じて政府に、そしてまた銀行局長を通じて大蔵省の主管行政の責任者諸君、また公取委員長を通じて、とにかくすべての経済警察機関に私は大いに注意を喚起したいと思ふのです。と申しますことは、今や政府——政府とは銀行局も含め、公取も含めまして、そういうやうな人々が今言われたやうなことを、大同小異なことをずつと今ま、何れも同じやうなことをおつしてやつて参りました。おつした結果、何れにも問題の解決がついていないのです。私どもは公正取引委員会に十一年間いろいろとお話をいたしました。ここでお話するやうなことを言いました。二百何十名の定員じや何にもできない。ただ大工に丸ビルをつくれといつて請け負わせる方が無理だ、能力の限界が定数からあるのだといふやうなことを、實際問題としてこゝでしばしば論じてきた。けれども一般多生の側といふものがあるのです。あなたはたくさんのお金があるのじやないか、いろいろな問題の処理ができないといふやうな考へ方では、私は天下の渡邊喜久造をわれわれ各党が合致してここに歓迎して、

公正取引委員長に本會議において承認した意義をなさぬと思ふのです。一般多生の側といふものがある。三菱銀行の頭取だつたらと住友銀行の頭取だつたら、それをやつてみていかぬとなつたら深謀遠慮、懲役に処してごらんないか、すうと解決してしまふ。相互銀行だつたらと信用金庫だつたらと地方銀行だつたらと幾らでも調べられる。そしてこれが独禁法に違反するものであれば第二條第七項の第五番目の項に照らしてこれはいかぬと差しとめる。差しとめるといふことを聞かなかつたら、これは法律に照らして最後の処理をすることができると思ふ。それをやれば私は必ず効果があがつると思ふ。人員の多きもつて能力の展開を期待すべきではないと思ふ。法律といふものはあなたの方にそのやうな大きな権限を与えておられるのだから、とにかく誠実に問題の執行をなさるべきであると思ふ。どうか御判断願ひたいこと、ここに警告したいことは、こゝういふやうなことがずつとなされてきた結果、ざつと、これは多少正確を欠くかもしれませんが、これは多少正確を欠くかもしれませんが、特に政務次官にお聞き取りを願つておきたいのだが、そういうことで預金金利、これの六カ月の定期が年五分でしよう、それから貸出金利の平均金利が大抵年九分三厘程度とする。そうすると大体歩積み、兩建の推算がどのくらいあるか、正確にはわからぬといわれておりますが、こんなことがわからぬやうなはずはない。いろいろな調査によつて大づかみの腰だめでありますけれども、その推定はなされておる。大体においてこの歩積み、兩建の推算は貸出高に対して銀行利子及び

商工中金、こういうものは大体二割、それから相互銀行、信用金庫は大体四割、こゝういふことでですから総預金高の平均二〇・四％と見るべきである。総預金は十八兆四千七百九十九億とすれば、その二〇・四は三兆七千六百九十九億。だとすると歩積み、兩建の利子の推算は一年間にどれくらいかと思ふと千五百十一億円です。千五百十一億円といふものをその歩積み、兩建の対象から言ふならば、患者から医者にせしめ上げたその薬の売価のさやといふものが、一年間に千五百十一億円、こゝういふように私は言つておりますが、このことは物事の事態を見ればわかると思ふ。たとえば銀行の建造物、そのオフィスはどうですか。金融機関は全国の各地において一等地を占め、中小企業者はどういふ状態かといふと、税金と金利の収奪を受けて、『尾羽打ち枯らしている』と呼ぶ者があつた。尾羽打ち枯らしているといふのは、苦心惨たんです。銀行なんてものがものすごく繁栄したところ、これは国民経済に対しては、何も生産するわけでもなし、何らサービスをなうわけでもなし、彼らがどのやうな大理石の宮殿まがいのところで、冷暖房のところでえらい顔をしておつたところ、それは一体何になつたか。實際問題として金融機関だけが宮殿、パレスに住んで、肝心の産業の主人たる者、こゝういふ連中が苦汁の中に置き忘れられておる。言うならば金融といふものは産業に奉仕するいわば従僕である。従僕が王様になつてしまつて、肝心の主人公である企業者、産業

者たちというものがその下で重圧の中にあえいでおるといふ、このような姿、これは公正取引委員会と銀行局と、この二人が共同謀議とは言わぬけれども、実際問題としてなすべき事柄をなさざりし結果として、このような奇怪な現象を招き現出しているのではないか。この推算が違つておつたとしても、あたらずといへども遠からずだが、実際問題としてあたつてゐるとすれば、中小企業者から一年間に千五百億、千五百億といつたら大したものだ。そのくらい大きな金が中小企業の自己資金として毎年々々蓄積されてくるならば、今、日本に中小企業問題はない。われわれ大蔵委員会が今までしばしば外国を回つて見てきたが、西ドイツだつて中小企業問題はありませんよ。アメリカだつてありませんよ。イギリスもありません。フランスもありません。日本だけあるのです。一年間に千五百億といふことは十年間に一兆五千億といふことです。一体これについて副大臣、ぜひともきょうは田中大蔵大臣が、実は僕が出ていろいろと應對したいのだけれども、僕がいかに言えはいかにという形になる。だからむしろ僕が出ない方がいいから、君、存分に金融悪の根源をついて、わが國の経済の健全なる発展のために一つ論じてきてくれというやうな意味のことを言つておりました。(笑聲) どうかそういう意味で一つ反省とともにこういう問題の根源にメスを入れてお願いしたい。

そこで一つ本論に入ります。大体不公正な取引方法の禁止は、申し上げるまでもなく独禁法の私的独占と、それから不当な取引行為の制限とこれが三

大支柱になつてゐることは御承知でしょうね。だいたひしますと、この不公正な取引方法というのは独禁法の今委員長が申されましたこの第二条第七項、この定義規定において各号が列記されておりますが、「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」と、ここから出まして、そこで公正取引委員会が告示した一般指定、特殊指定、この中で歩積み、兩建と関連するものはどれであらうかといつて探すならば、これは独禁法第二条七項五号、一般指定の第十項ですね。すなわち自己が優位な立場にある云々といふもの、取引上の優越的地位の乱用。それからもう一つは独禁法第二条七項第一号の不当な差別的取り扱い及び一般指定第二項、取引条件等の差別的取り扱い、これに該当すると思ふがいかがでございますか。

○渡邊(善)政府委員 従来公取でもつて具体的な事案について何件か今の歩積み、兩建の問題につきまして審判をした例はありますが、その場合におきましては、先ほど私が指摘しました第二條七項につきましてはその第五号、それからこれをさらに具体的にのとした公正取引委員会のいわゆる一般指定の十項、これに該当するものとして取り扱つてきております。

○春日委員 そこで第十項につきまして私の判断するところを述べて御見解を述べられたらと思ふのですが、第十項は大規模事業者等取引上優位にあるものが中小企業者等取引上劣位に立つものを不当に圧迫するやうな取引を言う場合と、もう一つは、金融業のごとき特殊な性格の業務分野にありましては、金を貸すか貸さないかは自己の選

択によるといふ、その取引にあたつて主位に立つものが、そのものの意思に従つて、借り受けるという従属的立場にあるものに對して、不当に不利な条件で取引を行なう場合と、こういうふうにいえると思ふのです。すなわちみづからの地位を不当に利用して相手方と取引する行為といふのは、一般的には大企業と中小企業との関係、もう一つは金を貸すか貸さぬか、それは貸し手の判断によつて決定される。だからそれに従わなければならない立場にあるものに對して、その立場を利用して不利益な、すなわち歩積み、兩建をするにあらざるば金は貸さぬぞという、要するに不公正な取引をしようとする、この二つの中身をもつて十項に該当する行為であると思ふのですが、いかがですか。

○渡邊(善)政府委員 お話のように大企業者、いわば下請に對して優越的な地位に立つ大企業者ですか、そういう場合における優越性、あるいは金融機關の借手に対する優越性、それらを使つて、そして通常商習慣上認められておる限度以上に不当な利益を得よう、それがこれに該当する。おおむね春日委員のおっしゃる通りだと思ひます。

○春日委員 それではもう一つは、一般指定の第一項は、取引上の合理的根拠がないのに差別的取り扱いをするところを厳に取り締まるために設けられておると思ふのであります。従いましめて、大企業のごとき歩積み、兩建を免除されておるものと対象比較において、これはやはり不公正な取引だと思ふが、いかがでありますか。大企業でありまるとか、その他歩積み、兩建をとらないものとするものとは、金

融機關というものの性格から、銀行の金は預金者の金であり、足らざれば日本銀行から借りて國家的性格のものである。そういうものを貸すのにもあるものからは歩積み、兩建をとり、大企業からはとらないといふのは、その意味からいへばダブルの行為であると思ふのですが、公正取引の一般指定の二項の規定に該当するものと思ひますが、いかがですか。

○渡邊(善)政府委員 結局借り手、相手方についての差別的な待遇につきましては、第二項にありますやうに、正当な理由がないのにという注釈がついております。従いまして、そうした歩積み、兩建の問題につきましても、その差別的待遇が正当な理由がある場合があるし、あるいはない場合があるし、いろいろ問題があるうと思ひますが、正当な理由がないのにそういうことをしたとすれば、二項にも該当する、こういう解釈はしてよろしいと思ひます。

○春日委員 そこで結局この歩積み、兩建は、正当な理由といつたところ、これは公取が判断をすべきだと思ふのです。本人たちに言ひしむれば、どうぼうだつてみんな三分の理がある。社会党の審議拒否だつて、あるいは自民党のあのような単独審議だつて、夜討ち、朝がけ、みんな相当な理由だといふことになつて、これはけんか兩成敗になつてしまふ。これでは法秩序は立てがたくなつてくる。だから國家の金であり預金者の金である、それを貸すのであるから、そういう場合に銀行として預金者に対する債權保全の道は當然抵当を設定しておりますよ。だから債權保全の道は立つておる

のですよ。だからみんな對等の立場にあるべきだと見るべきである。だから大企業からはとらないで中小企業だけに歩積み、兩建をとつておるとすれば、一般指定の中の二項目に該当する、正当な理由あるものとは認めがたいと思ふのですが、いかがでございますか。

○渡邊(善)政府委員 審判をする場合にその判断は、これは公正取引委員会の責任においてやるべきものだと思います。しかしここにおける正当な理由とか、あるいは要するに通常認められてゐる商習慣をこえてゐるとか、そういうものはやはり原観的に判断するべきものである。ただその客観的な判断といひましても、この客観的な判断をするのは、これは公正取引委員会の責任でやる、こういう性格のものだと考えております。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕
○春日委員 そこで私は、問題は、今までそのような一般指定だけではなかなかその問題の効力ということができ得なかつた。現に公正取引委員会は、このやうな一般指定のほかに十三種の特殊指定をなされました。これらみそ、しょうゆのほか、十三種の特殊指定のうち、百貨店業における不公正な取引方法の全部と新聞業における特定の不正な取引方法の一部、これは一般指定第十項と同じく、独禁法二條七項五号で取引上の地位の不当利用、これに基づいてなされたものでございましょう。それから三四年か四年半前に下請代金支払遅延等防止法これも独禁法二條七項五号の規制が發展して法制的見解を示したものと見るべきである。

ところでこの百貨店の特殊指定は、百貨店業者の納入についての返品、値引きの強要ですね、これはやはり二条七項五号ですね。それから新聞は、これまたここに幾つかあげてはおりますけれども、しかしこれも集約するならば、これは発行業者の販売店に対するいわゆる押し紙だ、これは二条七項五号の該当行為について定めたもの。こういう場合二条七項五号というものは、いろいろと特殊指定が現実になされておるのであるから、だとすれば、この際これらの事例にならぬとして、歩積み、両建についても、金融業における特殊指定として、その違法性を明確にする必要があると考えますが、公正取引委員会の御見解はいかがでありますか。私はその前にちよつと申し述べておきたいのでありますが、歩積み、両建の基準を銀行局なり銀行協会なりが作成されて、そして金融機関の自衛態勢を強化するというだけでは、今まで実効が上がつていない。三十年にもそういうような自衛基準がなされましたけれども、事実上守られてはいないのです。実効が上がつていないというばかりではなくして、私は本来このような不当な行為、不正な行為というものには、明らかに法律の侵犯行為である。法の侵犯行為に対して自衛させるなどということがありますか。私はおかしいと思う。そういうことはいけません。今公取委員長も述べられておるし、これはすべて常識ある者また法律を解釈する者ならば、みんなこれはいけないと言っておるのです。それを一体自衛させるということはどういうことですか。たとえば大どろぼうに對して、君はすいぶん大きなどろぼう

をやるから、被害者が非常に深刻な打撃を受けるから、盗むときには少し盗んでおけ、そんなばかなことが許されますか。私は法律侵犯行為は法によつて処断すべきものである。私は処断しようというのではないのです。今後このことをなからしめるためには、やはり独禁法に基づいて所要の指定をなすべきである。みそ、しょうゆ、新聞、百貨店、マッチ、いろいろやってあるです。だつたら銀行の歩積み、両建についても、金融業の不正取引に関する特殊指定、これは今こそなすべきである。私は銀行局が自衛規定、自衛の基準をつくつて、この間うち佐々木君が銀行局に行つて押し問答しておるという話を伺つたんですけれども、おかしいことだと思つたのです。君たちは被害をすいぶん与えておるようだが、あんまり被害を与えぬようにやれや、すいぶんどろぼうするそうだけれども、少し盗んでおけ、相手が破産するような盗み方をするな、こんなばかなことがありますが、どうですか。

○渡邊(喜) 政府委員 お話の点につきましては、公正取引委員会といたしましては、一応の研究はしてまいりました。で、特殊指定の問題につきましても、現在あげられております特殊指定というものは、それぞれ表に出ましたところ、いわば形式的にすぎ独禁違反の条項に該当するというような形態をとるとき、特殊指定というものが非常に意味があると思うのでございます。われわれの方として特殊指定ということとを考えたかどうかという一応の案をもつて検討しました。歩積み、両建に關しましては、現在の段階において調査した限りにおきましては、結局特殊指定をしてみましたが、特殊指定の中に両建してはいかぬ、歩積みはいかぬというだけで問題が解決するものではない。これは春日委員が先ほどからお話しになつておる中に出たことと思つたので、歩積みの中にも一応正当化される歩積みあるいは商習慣上認められておる歩積み、こういうものがある、そうでない分がある。結局指定の中に商習慣上認められたものを越えて云々といったような字句が入らないと、どうも差別がつきませんし、また入りますと、一般指定との間に一体どれだけの違いがあるだろうか、こういうような問題になつてきます。で、少なくとも現在の段階においてわれわれの検討した限りにおきましては、特殊指定をやることにしまして、これは他の業界における特殊指定と違いは、特殊指定をやることについて、これは他の業界における特殊指定と違いは、性格が違ひまして特殊指定をすることとはたしてどれだけのプラスになるかということについて、まだ自信が持てないというのが現在の心境であります。

○春日委員 問題は、今そこ言われているように、歩積み、両建なるものが任意に行なわれたものであるのか、強制的になされたものであるのか、この識別、分類というものが、本人がそれを宣言する場合は明確にできるが、第三者がこれを判断しようということとはなかなかむずかしい。しかしこのことは任意に行なつたか、強制的に行なつたかということが合法、非合法の分岐点になるんですよ。そこでございましょう。任意に行なつたものはよろしい、強制的に行なつたものはいけませんのでございましょう、いかがですか。

○渡邊(喜) 政府委員 先ほどの銀行局長の解釈は、任意のものはいかぬ、強制的なものはいかぬ、非常にはっきり割り切つていますが、私はまだ多少その点についてはつきり割り切るだけの用意を持っております。と申しますのは、任意、強制という言葉はありますが、その中にはある程度商習慣上認められておるものが要するに本人の任意のうちに全部入つておるかどうかという点になります。これは銀行局と私の方の解釈が、まだもう少し詰めて検討すべきだと思つたんですが、単純に商習慣の上において過去においてなされてきた歩積み、両建の中に全然強制的なものが入らないかどうかということについては、私はまだ正直に言つて、自信は持っておりません。もう少し検討させていただきます。

○春日委員 そういふことはおそれるべきことです。これは何たることを言われましますか。その強制的ということとは、慣習上あつたら強制的でもない。慣習上そういうことがなされておれば、強制的にやつたものでもないかもしれないというところは、それはおそれるべきことです。そういう慣習は悪習慣である。悪習慣は法律の定むるところに従つてこれを根絶しなければならぬ。そういう慣習になすんで、そして立法の厳然たる國家宣言を二の次に従属せしめるといふようなことは、許されてはならぬのです。明確にして下さい。慣習なんか問題じゃないです。法律の規定だけが問題です。銀行局長の答弁の方が正しい。

○渡邊(喜) 政府委員 私も法律だけを問題にしております。結局法律の根拠に基づいてできている指定なんですから、これも私は一応法律の上に乗つたものと思つたんですが、そこに正常な商習慣に照らして相手方に不当の不利を与える、こう書いてありますから、正常な商習慣というものが一体——私事実をもう少し調べてみないと、はつきりした答弁ができないというので、一つの留保をさせてもらつておりますが、正常な商習慣というものは結局ほんとうに任意なもの、強制的なものというように単純に割り切れるかどうかという点については、これは私ももう少し調べた上で御返答申し上げたいと思つた。

○大月政府委員 私が自由な意思あるいは強制されているということをお答え申し上げましたときに留保がつけてあつたはずでございまして、その判定にはなかなかデリケートな問題がある。つまり強制されたかどうかというやうなことにつきまして、なかなか状況判断がむずかしいと思つた。従いまして、完全に本人がこれはいやだという以上は強制したということになるわけでございますけれども、一体どの程度の強制があつたかどうか、まあこのくらい申し出ておけば借りられたじやないかと思つて申し出るということとはたして心理的強制かどうかというやうな具体的なケースがいろいろあると思つた。そういう場合に、一般の慣習に照らしまして非常に高度な歩積み、両建があるというときには、推定として非常な強制があつたというように解釈されると思つた。普通認められておる歩積み、再建でございしましたならば、それを強制と見ることはあまり適当でないというやうなことを

でございまして、私は単純に強制であつたかどうかというような言葉の問題ではなしに、もっと個別の事情に立ち入って判断しなくてはいかぬ。そういう問題が私は委員長の御懸念の点だらうと思ひます。

○春日委員 そんなことで世の中が通りますか。それは問題がここが非常に重要なポイントですから、やはり善良なる国家の行政官とし、また私どもはその行政の根拠をつくる立法府の責任者として、やはりこの問題は明かにしておかなければならぬのです。いいですか。特にこの金融業のごとき、借り受ける者が弱い立場にあるというのを念頭に置いて物事の判断をしなればならぬのです。いいですか。事実上の問題として、本人はその金を借りたのだ。相手方のごきげんを損なうばかりでございぬのだという弱い立場にあるのです。独占禁止法は、弱者を保護するという立場、弱者の立場に立つて、強い者が不当な力をふるうことができないように、これを禁止しておるのです。不当な取引とは力関係、不正な取引とはすべて力関係なんです。力関係による取引というものは、みな刑事罰ですよ。実際問題として、偽ってやるのは詐欺だし、無理やりやれば暴力行為ですね。だから、そういうものは、刑法上これを捕提することのできないものをここでとらえていこうというのだから、これはその気になつて、弱者の立場に立つてあなた方が判断をしないと、弱い中小企業者も、銀行も、対等の立場にあるのだからというように立場で物事を考えてはいけません。いいですか。問題はここなんです。不正な取引であ

るのかどうか、公正な取引であるのかどうか、これは第三者によるところの識別が困難である。困難であるけれども、真に不正な取引であるというところならば、これは一般指定によつて違法行為でございましょう。不正な取引ならば違法行為でありましよう。それならば、違法か合法かの分かれ目になるものは何であるかというところ、その取引行為というものが任意性かあるいはそれが強制性のものであるか、それを識別することがキー・ポイントになる。だとすれば、その歩みなり前建なるものが、合法であるか非合法であるかということと識別することは、第三者では困難であるということ、困難なことはやれぬということ、過去にあることはやれぬということだ。今後はこういうものは不正な取引だということを示すことがなせできませんか。過去のことはいけません。識別が困難である。困難なこと、私はあなたにしません。困難なことは、今後こういうことは不正な取引だぞよと、これを国民に向かって独禁法の基準を明示することがどうしてできませんか。現在はある。あるけれども、これは不正な取引ということが明確にわかるものならば、われわれは何も特殊指定を行なわなくても一般指定で十分それができます。あるいは詐欺行為でありますとか、法律違反行為なら刑法によつてこれを捕提することができます。けれども、そういう不正な取引というものが識別ができない。本人も言えないんです。本人は弱い立場にあつて、取引停止にあつてと商売ができないから、本人も言えない悲しむべき立場だ。それから銀行が調べて

も公取が調べても、これは識別が困難である。識別困難であるとするならば、過去はやむを得ないではないか、だから、今後こういう取引は不正な取引であるぞと歩み、前建について不正取引の特殊指定を行なつてい、銀行をしてそれに寄りしめてい、借り受け人の権利弱き立場にある者をそれによつてさきえていくことは当然あつてしかるべきではありませんか。いかがでありますか。

○渡邊(喜) 政府委員 私があなたの御意見に少なくとも現在の段階においては全面的に賛成できないという理由は、一つ申し上げておきますが、たとえば金を貸すときに担保をとる。これはきつめて通常のこととして行なわれております。金を貸すときに担保をとる。これは担保を出したくないかもしないが、しかし貸し手の方では、やはりその債権を確保する意味において担保をとるのはきつめて通常のことであります。それと同じような意味で、不動産を担保にする、有価証券を担保にすると同じような意味において、過去においていわば貸し付けた金の一部をある程度預金にとつておいて将来の不渡りに備へるといったようなことがボランタリに純粋に行なわれる場合もあります。しかし担保の場合において、銀行と借り手の間で話し合ひがなされると同じような意味における話し合ひがなされておる例があるというように私を私は聞いておりますから、従つて、單純にボランタリやつかあるいはそうでないか、そういう二つだけにはつきり切り切つて、そうして片方は公正であり片方は不正であ

あるというようにそこを單純に割り切つていかどうかという点について、実は私はまだ調査してみないと自信が持てないというのが、私が先ほどきつめて單純化しなければ特殊指定の意味がないし、單純化した場合において、そうしたものが一応公取法にいう不正取引というものに右、左に分けられる、その分けられるちようど中間的なものがそこに出てくる。はつきりしておるものと中間的なものが出てくる。そういったようなものをどう処理するかという自信が持てない限り、私として、現在の段階において特殊指定をいたしますというところは言いかねるというのが現在の心境であります。

○春日委員 その現在の段階ということとは、私はこういう工合に今のところ了解しませう。そのうち就任したばかりでございぬから、きょうのことについて見識ある責任的答弁ができないというふうな一つ理解をいたしておきたいと思ひます。従つて、これは急速に御調査御研究を願つて、ぜひともこの問題は特殊指定をなさるべきであると思ふ。と申しますことは、特殊指定とここにはつきり十三あります。ずっとゆうべから、新聞から百貨店から鯨肉から全部読んでみた。こういうようなやり方をしてはいかぬとこれは非常に詳細に書いてある。だから、今あなたがおっしゃつたような、少なくとも商慣習上金を借りるのに根拠を設定するということとは、善良な商習慣です。だれもそんなものを攻撃するものはない。それから、父祖伝来の財産があつて、これはないものと思つておる。だから、そういう不動産を根拠に当に設定するよりも、これを不動産に

なぞらえた見返り担保として、これを預けっぱなしにしておいて、これを見返りにして手形を割り、単名を借りて、そんなことは商習慣上とがめるべきではありません。私はそんなことを言っているのじゃない。端的に言うならば、金が借りたというときに、百万円の金のうち三十万円定期にしておかなければ金を貸さぬぞ、一千万円だったら二百万の金融債を買わなければ貸さぬぞというので、借りたもののだから泣く泣く買つておるのです。金融債もはしくなければ割商もはしくないので。銀行ではそれを定期にして拘束しておる。そういうことが非難事項なんです。そんなことは文章に書いて書けぬことではない。主税局長として国民の財産権に対して拘束する、このくらいとがあなたの手によつて書けぬということがあるものですか。ばかかことをおっしゃい。今答弁ができないというのは、これはきのう私は天皇陛下の前で認証式を終わつたきょうの御質問であるがゆえに、ここで即答することはできませんが、しかしその趣意というものにはよくわかるので、十分慎重に検討して善処したい、こういう工合に答弁されたものと理解するが、いかがでありますか。

○渡邊(喜) 政府委員 私としましては、お話しのように、昨日就任したばかりでございまして。ただ、本日春日委員の御質問があるというのを伺つておりますので、きのうの午後、さつそく委員会の人たちに参集してもらい、それから事務当局の人に集まつてもらつての結論が、今のところの話で

す。しかし、われわれの方の研究にしましても、とにかく春日さんの質問がききようあるというので、一応私としても、委員会へ出るについてはある程度勉強をしなければいけないと思いましたが、勉強をしなければならぬ。しかしそれが最終的な結論であるというふうな時間、遺憾ながらまだありません。従いまして、特殊指定の方法によるのかどうか、あるいは他に方法があるかというふうな問題については、われわれとしてもさらに検討は続けていきたい。同時に、歩積、而建、特に不正取引委員会として何か取り締まるべきものであるということについては、春日さんと同じような気持を持っていろいろのことを申し上げておきます。

○春日委員 問題は、非常に誠実な渡邊委員長の人柄に私は期待をしておるのでありますが、民主主義というものの、民主政治というものは、やはり話し合いの政治なんですね。私はこう思っている、しかし、あなたの意見も聞いてみるとなるほどなところがある、だからその適切なものを、妥当なもの、公正なものを、これはこだわらなく取り入れて、そうして、みずからの方でもやはりそれに合わせて、いろいろと研究して、国家と国民のために万全を期していくというのが、私は民主政治のあり方だと思ふのです。春日委員の質問が通告されておるといったところで、私はこの研究をまだいろいろとおぼろには私の頭の中にはありましたが、要は、要点を集約したのはもうべなです。だから、何もきのうあなたの方に通告したわけでも何でもありません。ただ歩積、而建の問題の独禁法上の違法、不正の問題について質問する、こう言っただけなんです。ただ、本日私が質問をいたしましたことは、唐突に私がうべ思いついて研究したのじやございませぬ。これはずっと十年間大蔵委員会においてしばしば論ぜられ、特に通産委員会においても論じられ、近くは日銀総裁がこれを黙視しがたき事柄として指摘するなど、さまざまにこの問題が新しく提起されております。現時点にかんがみて、私の申し上げたことを十分判断をされて、一つこのような独禁法に違反すると思料される事柄については、法制上あなたの方にそれだけの権利と義務を与えておるわけです。すべからず善良にそれを執行されることを強く要望いたします。すなわち、歩積、而建など金融業における不正取引の特殊指定、それをすみやかに一つ告示されるように私は要望いたします。

それから次に、不正な取引方法の禁止規定の違反行為については、まず行政措置として公取は一定の手続に従って当該行為の差止め命令を発することができ、独禁法第二十条に従いまして、公取はこの際、前にも申し上げましたが、四十五条第三項に基づいて金融機関に働きかけられる意思はございませぬか。差し止めをすべきであるか、すべからざるかは、調査してみなくてはわからぬでしょう。ここでおく。日本銀行総裁もこれを言っておる。歩積、而建というものは相当巨額にわたって現実に蓄積したしておる。従って、あなたの方は都合はよつては独禁法第二十条を発動して差し止めを命ずることもできる。これは特殊指定が行なわれなくても一般命令によって差し止め命令ができる。差し止め命令をするためには四十五条第三項に基づいて職務発動もできる。何らかの行動を起こしてみるの意思はないか。御答弁願いたい。

○渡邊(三)政府委員 今、御指摘にありました各条文は、従来の解釈によりまして、個々の具体的な事例についてこの差し止めなり何なりということになつております。従いまして、一般論としてこういうことをやるべからずとか何とかいうこととして、差し止め命令を出すというふうなことは、これは従来の例はございませぬ。従いまして、この条文を使つて、この手続によつてやる、やらないという問題については、私の方としては現在の段階においてはまだよく検討させていたできません。何ともしやませぬ。ただ私としては、結局春日委員が言われたように、一応それが好ましくない、不正な取引方法というものを何ともしやこれをなくすべきだという努力については、はつきり申し上げておきます。春日委員の指摘された方法による、よらないの問題はこれは別としまして、それについては別途御批判をいただきますが、そういう点の努力については、はつきり努力するということを申し上げておきます。

○春日委員 非常に敬意を表します。今度は問題点だけを一つ明らかにしておきます。次に民事上、違反行為の効力については、一応このような違法の契約は無効であります。法律に違反する契約は無効である、これは民事上の保証事項である。従つて、独禁法第二十条第七項第五号に違反する歩積、而建預金の、その拘束性は無効なものであると思ふのです。違反をしておるとすれば無効だと思ふ。拘束することができない。要するに、民事契約に基づいて、定期預金というものはその期間中払い戻しを受けることができない。建前になつておるが、しかしそれが独禁法第二十条第七項第五号、これに違反をして行なわれた歩積、而建の預金に対する拘束性というものは、法の保護を受け得られないものであると思ふが、いかがでありますか。

○渡邊(三)委員 今の問題はかなり法律的に見まして、相当分析して考えなければならぬ問題があるのじやないかと思ひます。確かに違法性は持ったとした場合におきましても、当初の貸借契約そのものが無効なものである、あるいは何と申しますが、その定期預金契約自体が無効なものであるというふうな簡単に言ひ得ないのじやないか。結局問題となつてゐるのは、その不当な取引条件というものを課したところ、それが一応違法性を持つ違法性を持つというふうな単純には言ひ切れない。そうするとどの部分が要するに無効であり、どの部分が有効であるかという問題が残るわけでありまして、従来の公正取引委員会の見解によりますれば、そういうふうなものにつきましては排除命令を出しまして、それで排除命令に違反した場合においては、排除命令に違反したその分については、一応違法性として罰則もありません、それから事柄の内容により

することができると思うが、見解はいかがでありますか。

○大月政府委員 先ほど公取委員長のお答えになりましたように、やはり違法であるということと無効であるということは別であると思います。民法の原則によりまして、法律に違反した行為は、全部無効であるとは言っておりませんので、違法であれば、ある場合には……

○春日委員 違法のものは無効である。これは民法に書いてある。

○大月政府委員 いや、必ずしもそうではないと思います。それは法律に違反した行為に對しましては、それぞれの法的効果が、それぞれの法律の趣旨に基づいて与えられておるわけでありまして、ある場合には刑事罰が与えられる。ある場合にはその違法に對して行政権を發動いたしまして、たとえば銀行で申しますれば、免許の取り消しとか、あるいは営業停止とか、あるいは役員解任とか、そういうような行政行為の要件になることもございます。あるいは法律行為の性格によつては、無効になることもあると思ひます。そういう意味で今度の問題が、はたして無効になるかどうかという点につきましては、われわれ民事の専門家でございませんで、必ずしも今この場で断定はできないかと思ひます。

ただ、今、公取委員長というお話のございました、はたして独禁法違反としてどうするかという問題を越えまして、われわれがこの歩積み、両建について考えておられますことは、もう少し実質的な解決方法をまず先行きする必要がありますのじゃないかということでございます。それは現在のように、歩

うに實際問題としてきまつてゐる。そういうふうだから金融だつて、これは都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫、信用共同組合、これらを加えていけば、しかもこれに従事する者が何十万人、そういうものに自衛しろと言つてみたところで、それは自衛するに越したことはないけれども、自衛しろということをおなたは今まで十五回通達して、なおかつ向こうはのんこのやうな、カワズの頭じゃよんべんというのがある、どこ吹く風やらで、全然効果が上がつていないから、私がここで今論じているのであります。だから私が前に申し上げましたように、自衛自戒は銀行、金融業者といわず、すべての国民が良心に基づいて、人の迷惑を考へて、当然自分の行動はみづから律すべきである。けれども立憲法治国といふものは、法律の基準に基づいてすべての問題が処理される、こういうことになつておる。これが法体系の秩序です。独禁法に一般指定があり、特殊指定がある。私が今申し上げておりますことは、そういう意味合いで、こういう問題はやつていましてあります。だから今申し上げましたその問題は、結局差しとめ命令といい、今の有効、無効論といひ、私は今こういう短かい時間でこんな大きな問題、三兆何千億の歩積み、両建があると推定されるものを、これを全部すぐ解除してしまつて、そうして元本の中に相殺してやつていけといつたつて、私もそういうふうな事柄が事実上でき得るかでき得ないか、これもわかつておる。

だから問題を提起して、そして銀行業務の基準というものは、これは銀行法の改正によるべきものか、あるいは独禁法の特種指定によるべきものか、手段方法は幾つもあると思うが、そういう意味ですべからず民法上いろいろと国民に保障されておる権限を、この銀行の業務だけにおいて除外的な取り扱ひをするということは許される事柄ではない。当然この問題は十分に独禁法の法律に照らして、また銀行法の使命、性格に照らして厳密に判断して、そういうものをすべからず相殺することによつて貸出元本にこれを繰り入れて、中小企業の金利負担を軽減せしめ、よつてもつて山際日銀總裁の言うがごとく、すなわち、国際競争力に對処することができるような低金利の実態をここに作り上げていく、こういう方向に向かつて大月銀行局長も、それから公取委員長も善処願わなければならぬと思ひます。このことは、問題を提起したにとどめずから、十分御研究を願ひたいと存じます。

次に、もう一つの問題は、独禁法はこの二十五条において、不正な取引方法を用いた事業者は、被害者に対し無過失損害賠償責任を負ふべき旨を規定いたしております。従ひまして、二条七項五号に違反をした歩積み、両建——私は違反をした歩積み、両建を論じております。違反しない歩積み、両建は論じておりません。従つて二条七項五号に違反をした歩積み、両建をすべて強制された被害者は、そのこうむつた過去の損害金について賠償請求を行なうことができると思ひますが、公取委員長の見解はいかがでありますか。

○渡邊憲政府委員 この問題は、御説の通りであります。ただ、一応損害賠償の問題でありますから、公正取引委員会におきまして審判をしまして、

そして審決をする。その審決の結果として、今言つたような事項に該當しているということになれば、当然この二十五条による無過失賠償責任という問題が出て参ります。

○春日委員 それでは時間も迫られておりますから、もう一点銀行局長に伺ひます。

こういうふうな事実関係につきましては、ひとり市中金融機関ばかりではない、政府関係の金融機関についても、独禁法は何らその適用除外を規定の中に設けてはいない。私はいろいろ調べてみたが、東北開発公庫であつて、おのほかに数カ条の適用除外を受けておるだけであつて、商工中金も不動産金融もその他のものも、みんなすべてこの独禁法の規定に従つてその業務の運営がなされなければならぬ。従つて、政府関係金融機関で二条七項五号に違反をすると思料せられる取引行為があるかどうか、これは銀行検査官が検査をされておると思ひますが、いかがでありますか。たとえば、それは金融債をも含めて、歩積み、両建金融債の強制的押つけ、こういうふうな事実関係は、どうなつておりますか。

○大月政府委員 今お話しした政府金融機関につきましては、預金の受け入れを一切いたしておりませんので、そういう事柄はないと思ひます。ただ、多分お話しは、たとえば商工中金のように、政府機関ではございませんで、相当政府出資が入つておる、あるいは政府において金融債の引き受けをやつておるような機関のことであると思ひますが、商工中金について無理な預金をさし、あるいは金融債の引き受けをさすというようなことがございました

ならば、当然今話し歩の歩積み、両建問題と同様に考えるべきものだと考えております。

○春日委員 私はまだだいぶお伺いをしなければならぬところが多いのでありますが、同僚諸君の御迷惑もあらうと考えますから、この辺で終わりたいと思うのであります。

ただ、私が公取委員長、それから大月銀行局長、大蔵政務次官、それから同僚議員各位に特に御要望申し上げておきたいことは、私はただ単に金融機関を攻撃するとか何とかいうことが趣意ではございません。日本銀行總裁も指摘されておりますように、かつはまた各位もその地域地域において中小企業者のその切実たる訴えを耳にされておりますように、現実に中小企業の金利負担が重いのでございます。借りるときには、必ず両建預金の要請がございまして、歩積みは頭から天引きされておるのでございます。こんなことを見のがしておいては、大蔵委員会として国民の前にその職責をむなしゅうするものである。私は、この機会に、特に日本銀行總裁が本委員会において述べられた意見というものは一個の論証と見るべきである、そういう意味において、善良で、誠実な人柄の渡邊さんが公取委員長に就任されたのを機会に、多年にわたるところの悪慣習を根本的に摘出して、正常な金融業務のあり方、そして中小企業の不当なる苦しみというものを解決されることに全力を振りしげられることを強く要望いたします。私の質問を終わります。

○原田政府委員 長時間にわたりまして春日先生から誠意もるといいますか、熱情あふれる御質問をちょうだい

いたしましたして、まことに感謝をいたしております。大蔵省といたしましては、公取委員会の御厄介になるまでもなく、私たちの責任におきまして、今種々御質問のありましたような点について指摘をされないように努力をいたしていくつもりでございます。具体的な問題につきましては、先ほど御質問の中にありましたように、定期を積んでいる、これなどは相殺したらいいのではないか、こういうような面も考えながら――先ほど民主政治は話し合いの政治だ、話し合いが根本だと言われた、私どもは今まで十五回にわたってやっただけども、一ぺんも効果が上がらなかった、こういうお話でございますが、大蔵大臣にもよく伝えまして、私も現在担当しております者がほんとうに、真剣に取り組んで歩積み、両建というようなことはなくするように努力をいたしていきたいと考えている次第でございます。

○渡邊（喜）政府委員 私も昨日就任したばかりでございますが、今お話ししたのは春日委員の御指摘の問題につきましては、公取として取り扱うべき大きな問題だという認識に立ちまして、これをどう解決するか、そうしたテクニクの問題については、あるいは春日委員と多少意見を異にするような場合も出てくるかもしれませんが、とにかくこの問題を解決するという熱意においては春日委員と変わらない気持を持っておりますことを一応申し上げさせていたいただいて、今後努力をいたしたいと思っております。

○毛利委員長代理 次回は、追って公報をもって通知することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十七分散会

〔参 照〕

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）に関する報告書

外貨公債の発行に関する法律案（内閣提出第二五号）に関する報告書

中小企業高度化資金融通特別会計法案（内閣提出第七九号）に関する報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇六号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員会議録第十二号中正誤

ページ 段 行 誤 正

三 四 二 高習慣 商習慣

